

我が国の文化政策

平成27年度



我が国の文化政策

●文化庁長官あいさつ

●文化庁シンボルマーク

I 文化行政の基盤

1	文化庁の組織	1
2	文化芸術振興基本法と基本方針	2
3	文化審議会	5
4	平成27年度文化庁予算の概要	6
5	芸術家等の顕彰	11
6	文化広報	12
7	企業等による芸術文化活動への支援	13
8	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム	15

II 舞台芸術活動等の推進

1	舞台芸術の創造活動への効果的な支援	17
2	芸術文化振興基金	18
3	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	19
4	文化庁芸術祭の開催	20

III メディア芸術の振興

1	メディア芸術の振興	21
2	日本映画の振興	23

IV 子供たちの文化芸術体験活動の推進

1	子供たちの文化芸術体験活動の推進	24
---	------------------	----

V 地域における文化の振興

1	文化財総合活用戦略プラン	25
2	地域の特色ある芸術文化活動の振興	28
3	国民の芸術文化活動への参加の奨励	29
4	文化芸術活動等を支える人材の育成	31
5	劇場・音楽堂等活性化事業	32
6	文化芸術創造都市の推進	33
7	文化カプロジェクト	34

VI 文化財の保存と活用

1	文化財保護制度の概要	36
2	有形文化財	39
3	無形文化財	42
4	民俗文化財	43
5	記念物	44
6	文化的景観	45
7	伝統的建造物群保存地区	46
8	文化財保存技術	47
9	埋蔵文化財	47
10	歴史文化基本構想の推進	48
11	世界遺産	49
12	無形文化遺産の保護	50
13	文化遺産オンライン	51

VII 新しい時代に対応した著作権施策の展開

VIII 国語・日本語教育に関する施策の推進

1	国語施策の推進	55
2	外国人に対する日本語教育施策の推進	56

IX 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

1	文化庁の国際文化交流・協力の概要	58
2	国際文化交流の総合的な推進	61
3	芸術文化における国際交流・協力の推進	64
4	文化財分野における国際交流・協力の推進	66

X アイヌ文化の振興

XI 宗教法人制度と宗務行政

XII 美術館・歴史博物館の振興

1	美術館・歴史博物館への支援	72
2	美術品補償制度等	73
3	登録美術品制度	75
4	国立近現代建築資料館	76

XIII 国立文化施設等

東日本大震災に係る文化庁の対応

1	芸術文化による震災からの復興支援	88
2	文化財分野における対応	89

地域と文化

文化庁長官
青柳 正規



文化庁は、様々な市町村や地域と文化を通じて緊密な共同事業を行っていききたいと、いろいろな事業を展開している。地域活性化のために創意あふれた文化活動を推進している市町村には「文化芸術創造都市部門」の長官表彰を行っているほか、我が国の貴重な「たから」である地域の多様な有形・無形の文化遺産を活用した伝統芸能・伝統行事の公開や、伝統技術の後継者養成、あるいは古典に親しむ活動といった、それぞれの地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付するなど、文化振興とともに地域活性化がより推進されるよう協力している。

このような共同事業を進めるに当たっては、各地方公共団体が地域にある有形・無形の文化財の所在と性格を幅広くしかも的確に捉え、文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想「歴史文化基本構想」を策定することが非常に有効な手段の一つとなる。飽くまでも地域に住む人々の自主的で自発的な文化認識が何よりも重要だからである。その認識に基づく「歴史文化基本構想」を作成することによって、それぞれの地域が地域としてのまとまりや連帯感をしっかりと把握できるのである。地域活性化を推進しようとする地域では、その出発点として地域の歴史と文化をいかに認識し、いかに活用するかを明確にすることが肝要であり、歴史文化の重要性に関心が高まっている現在、「歴史文化基本構想」の重要性はますます高まってくるものと考えている。

その一方で、世界遺産に関する関心は過熱気味と言えるほど高まっている。自分たちの地域にある文化遺産、自然遺産が傑出した普遍的価値を有していると世界機関であるユネスコによって承認されるのであるから、地域にとって大きな励みとなるばかりか、そこに住むことの自信と誇りの源泉となるからである。しかも、世界遺産として推薦書を制作する過程にあって、文化遺産や自然遺産は学術的に綿密な検討が加えられるため、以前よりも一層明確な輪郭と特徴を持つことになる。その意味で、世界遺産になるための運動は地域振興にとって大変有効な活動であり、一覧表に記載されるということは世界遺産を守るということだけでなく、永続的で具体的な地域振興の旗印となるのである。

少子化、高齢化に伴い、地域によっては住民の数が大きく減少しているところも少なくない。そのようなとき、たとえ限界集落であっても、地域の文化を守ることで今一度その土地に住むことの誇りを是非確認してほしい。文化庁は、そのような文化によって地域を活性化しようとしている市町村や集落を、できる限り支援していききたいと考えている。

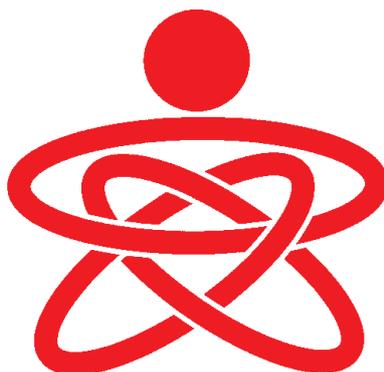
文化庁シンボルマーク

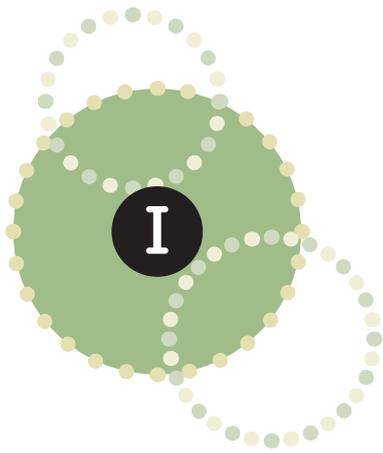
分かりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに三つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永く御愛用いただけますよう、よろしくお願いいたします。



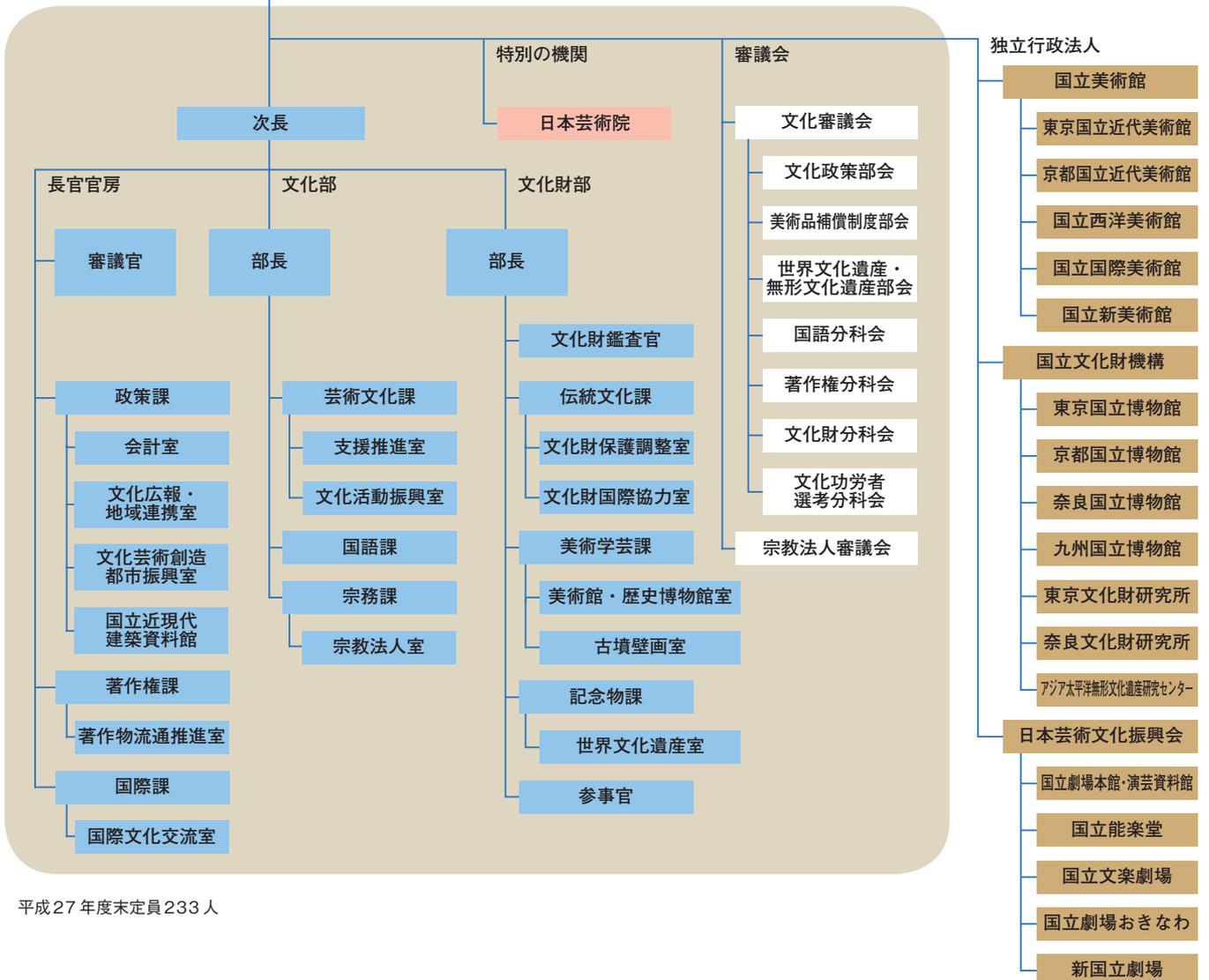


文化行政の基盤

1 文化庁の組織

◆文化庁の組織 (平成27年4月1日現在)

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。



平成27年度末定員233人

2 文化芸術振興基本法と基本方針

1. 文化芸術振興基本法

平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う

人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することです。

第一章 総則(第1条～第6条)

目的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・ 芸術家等の自主性尊重
- ・ 芸術家等の創造性尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務(第3・4条)

国民の関心及び理解(第5条)

法制上の措置等(第6条)

第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策(第8条～第35条)

- ・ 文化芸術の各分野の振興
- ・ 地域における文化芸術の振興
- ・ 国際文化交流の推進
- ・ 人材の養成・確保
- ・ 国語・日本語教育の充実
- ・ 著作権等の保護・利用
- ・ 国民の鑑賞等の機会の充実
- ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ・ 文化施設の充実
- ・ 情報通信技術の活用の推進
- ・ 民間の支援活動の活性化
- ・ 政策形成の民意の反映 等

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

文化庁では、これまで、第1次基本方針（平成14年12月閣議決定）、第2次基本方針（平成19年2月閣議決定）、第3次基本方針（平成23年2月8日閣議決定）に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

平成26年3月には、文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問がなされ、平成27年4月16日の文化審議会総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第4次）について答申が行われ、同年5月22日には、同答申を踏まえた第4次基本方針（対象期間：平成27年度から平成32年度までおおむね6年間）が閣議決定されました。本基本方針の概要は次のとおりです。

文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

〈今回の改訂のポイント〉

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示
(地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- 被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

- 日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ)
地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ)
- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 寄付活動を行う国民の割合 | (2009年11月：9.1%→2020年に倍増へ) |
| 鑑賞活動をする国民の割合 | (2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ) |
| 文化芸術活動をする国民の割合 | (2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ) |
| 訪日外国人旅行者数 | (2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ) |

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ◎地方創生：文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に！
- ◎2020年東京大会：全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画
→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- ◎東日本大震災からの復興：文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ◎文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための五つの重点戦略を定める。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◎芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ◎日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ◎地域の多様な主体による文化政策の立案
- ◎国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ◎文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携

- ◎日本版アーツカウンシル
- ◎障害者の芸術活動の振興
- ◎衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ◎全国の公演や文化芸術イベント等の**情報発信**
- ◎2020年東京大会を見据えた**ファンドへの協力要請**，民間企業等の活動の促進

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実に及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◎子供や若者の「**創造力**」と「**想像力**」の育成
- ◎学校における芸術教育の充実
- ◎雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ◎指定管理者制度の理解の促進
- ◎伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承，地域振興等への活用

- ◎文化財の適切な状態での保存・継承
- ◎文化財の**積極的活用**による、各地域の地域振興・観光振興等
- ◎「**日本遺産 (Japan Heritage)**」認定の仕組みの創設
- ◎歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ◎**ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産**への推薦・登録の積極的推進
- ◎**水中文化遺産**の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ◎日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ◎国内外の国際的芸術イベントの充実
- ◎文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ◎**デジタルアーカイブ化**(映画，舞台芸術，アニメ，マンガ，ゲーム，デザイン，写真，建築，文化財等)の促進や分野横断的整備の検討，我が国のメディア芸術を広く海外に発信

- ◎日本各地の**文化創造と国際的発信の拠点づくり**の推進

- ◎文化施設等を**ユニークベニユール**（*1）として公開・活用し、MICE（*2）の誘致や開催

（*1）ユニークベニユール：歴史的建造物，文化施設や公的空間等で，会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

（*2）MICE：Meeting（企業等のミーティング），Incentive（企業等の報奨・研修旅行），Convention（国際会議），Exhibition/Event（展示会・イベント）の総称。

- ◎我が国の高度な**文化遺産保護**に係る知識・技術・経験を活用した**国際協力**の推進

- ◎**東アジア文化都市**の取組，東アジアにおける**若い世代の芸術家等**の交流の推進

- ◎外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

- ◎**国立の美術館，博物館や劇場**の機能の充実
- ◎『**アイヌ文化の復興等を促進**するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ◎文化政策の形成に寄与する基礎的な**データの収集**や各種**調査研究**
- ◎デジタル・ネットワーク社会に対応した**著作権制度等の整備**

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- 1 文化芸術各分野の振興
- 2 地域における文化芸術振興
- 3 国際交流等の推進
- 4 芸術家等の養成及び確保等
- 5 国語の正しい理解
- 6 日本語教育の普及及び充実
- 7 著作権等の保護及び利用
- 8 国民の文化芸術活動の充実
- 9 文化芸術拠点の充実等
- 10 その他の基盤の整備等

3

文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化

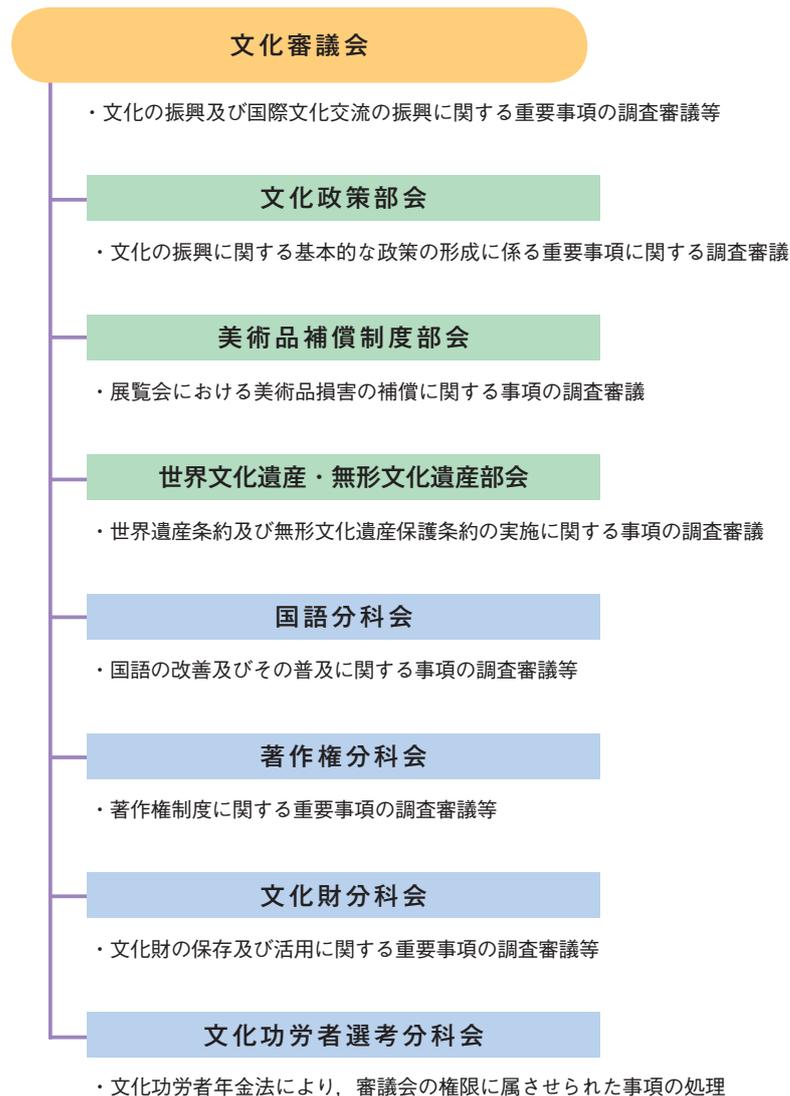
交流の振興に関する重要事項等について、幅広い観点から調査審議等を行います。

最近の 主な答申

- ・「敬語の指針」(平成19年2月)
- ・「改定常用漢字表」(平成22年6月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成27年4月)

◆文化審議会組織図

(平成27年4月1日現在)



4 平成27年度文化庁予算の概要

1. 世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現 ～文化を起爆剤とする地域と日本の再生～

◆総表

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額	平成27年度 予 算 額	対前年度	
			増 減 額	伸 率
文化庁予算	103,592	103,793	200	0.2%

※他に、東日本大震災復興特別会計において、被災文化財の復旧等に2,852百万円を計上(前年度2,560百万円)

◆主な内容

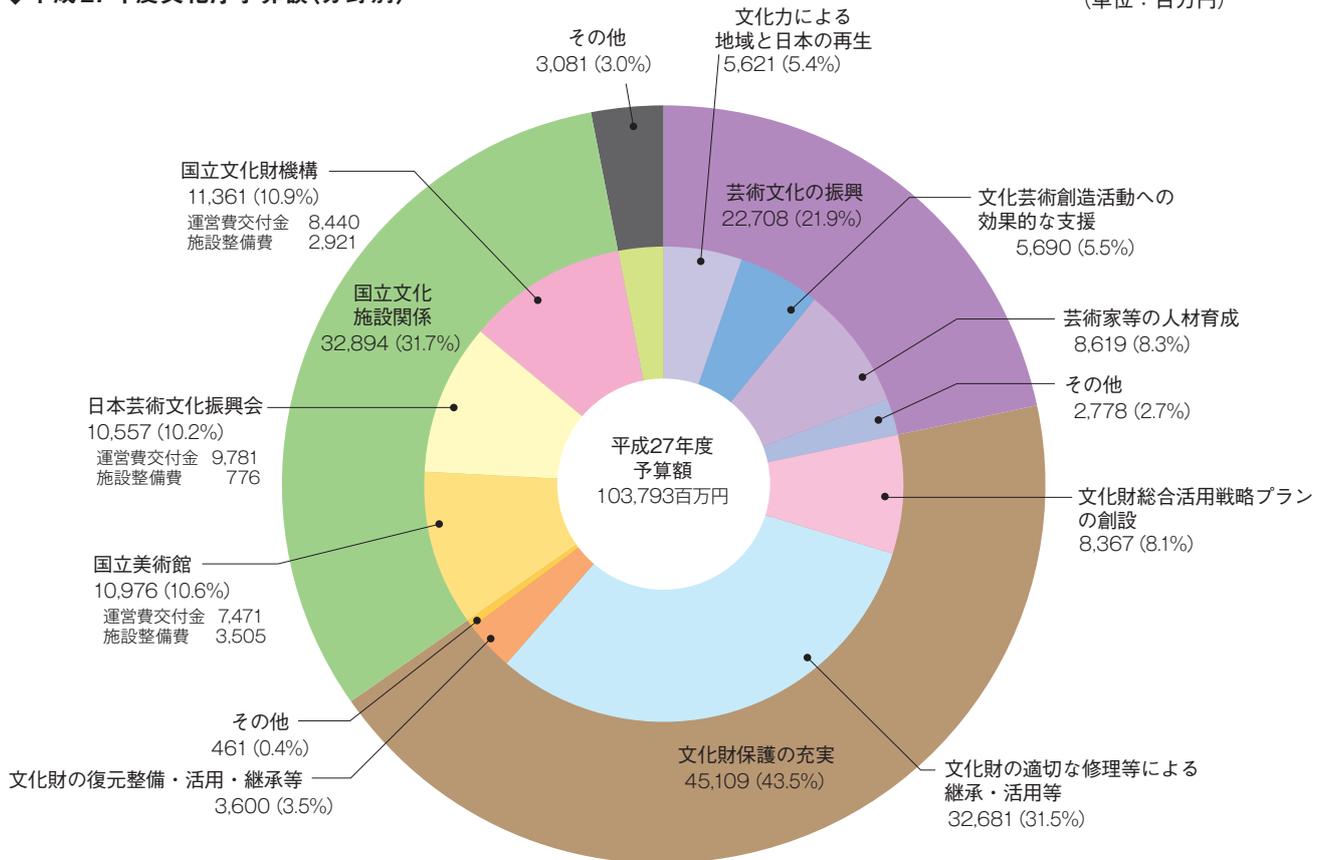
(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成27年度 予 算 額	比較増△減額
豊かな文化芸術の創造と人材育成	19,831	19,930	99
○文化力による地域と日本の再生	5,524	5,621	96
○文化芸術創造活動への効果的な支援	5,678	5,690	12
○芸術家等の人材育成	8,628	8,619	△ 9
○2020年の文化プログラムに向けて[再掲]	11,075	12,008	933
かけがえのない文化財の保存, 活用及び継承等	44,473	44,519	46
○文化財総合活用戦略プランの創設	7,800	8,367	567
○文化財の適切な修理等による継承・活用等	33,397	32,681	△ 716
○文化財の公開活用, 伝承者養成, 鑑賞機会の充実等	3,277	3,472	194
我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進	2,355	2,405	50
○日本文化の発信・交流の推進	1,786	1,823	37
○文化遺産保護等国際協力の推進	358	374	16
○外国人に対する日本語教育の推進	212	208	△ 3
文化発信を支える基盤の整備・充実	33,493	33,591	98
○国立文化施設の機能強化	25,133	25,693	560
○国立文化施設の整備	7,722	7,202	△ 520
○文化発信を支える基盤の整備・充実	638	696	58

※計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため合計額と合致しない場合がある。

◆平成27年度文化庁予算額(分野別)

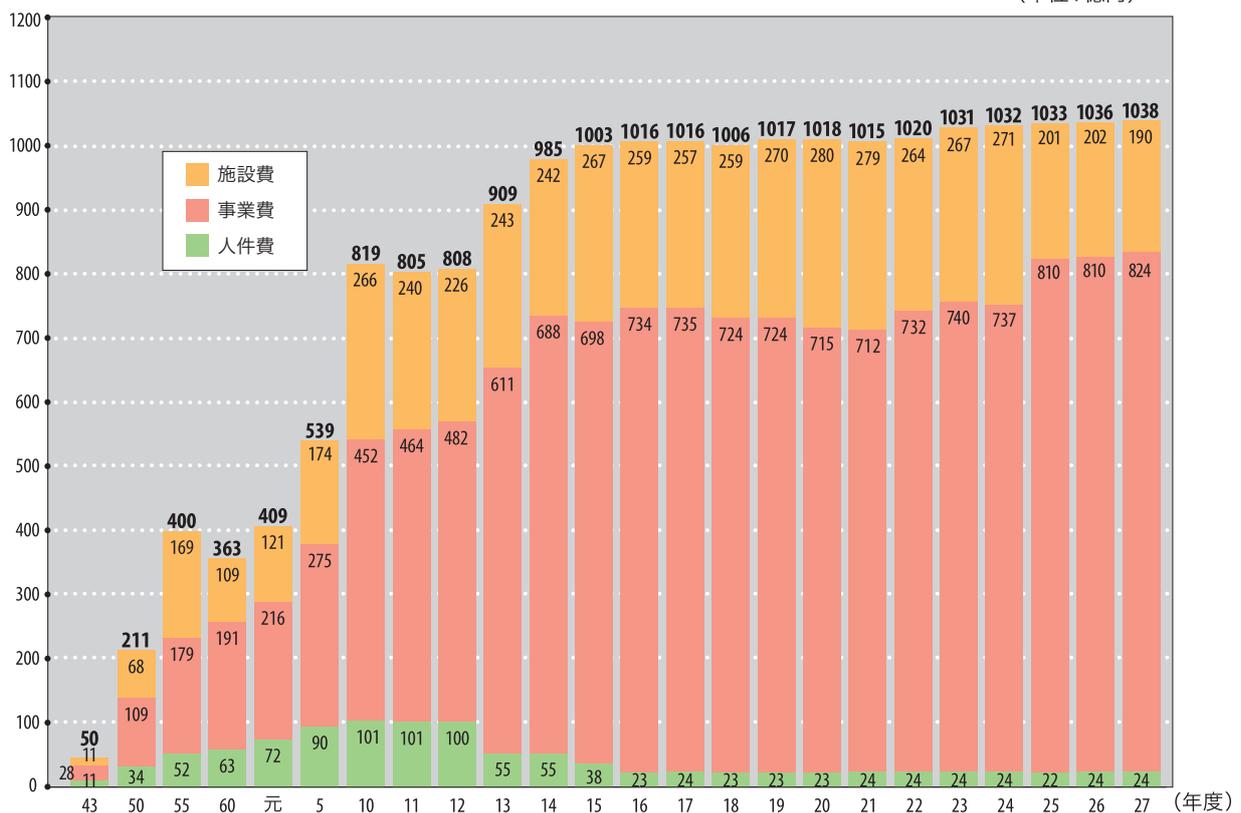
(単位：百万円)



注 1.単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

◆文化庁予算の推移

(単位：億円)

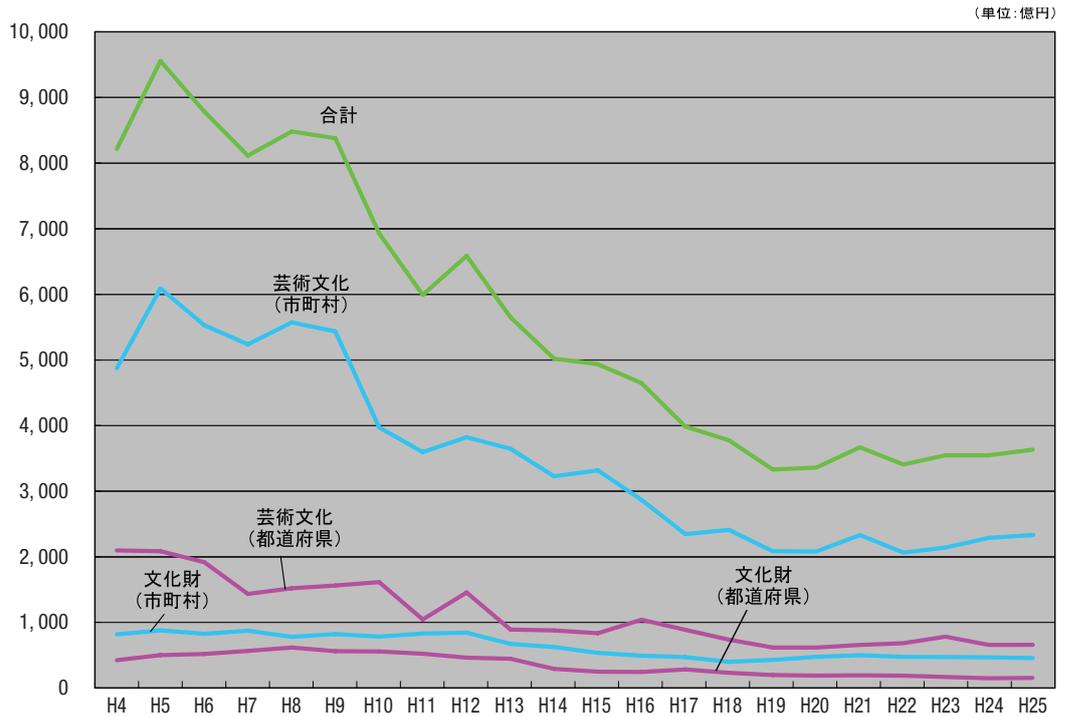


2. 地方公共団体の文化関係経費の推移

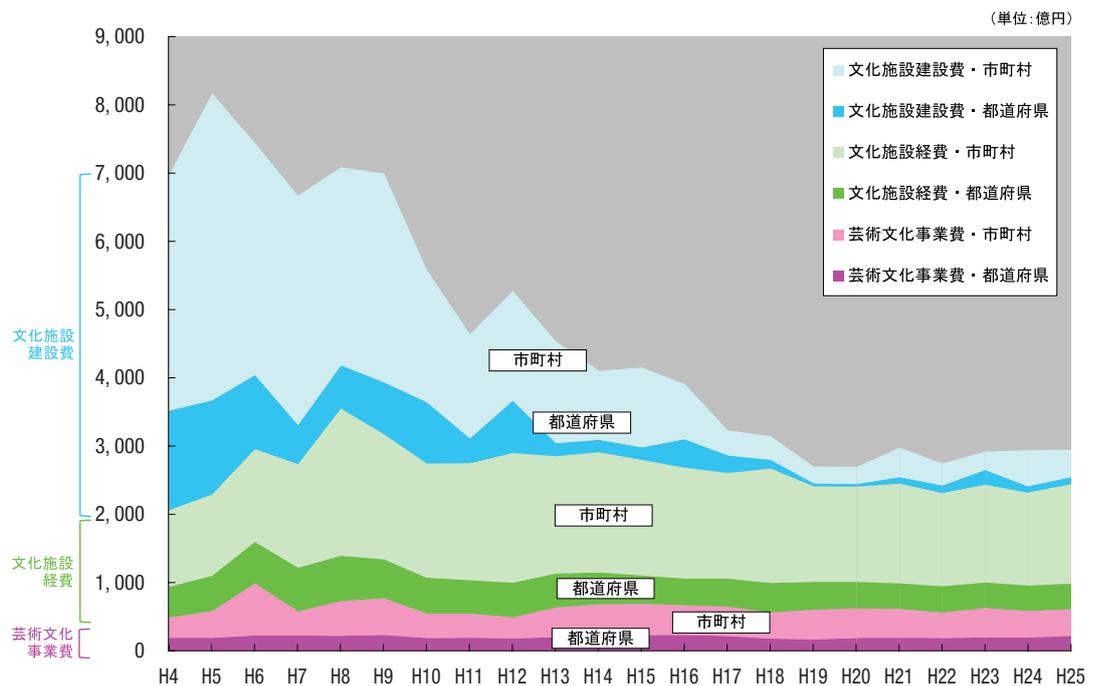
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少傾向にあります(A)。その主な原因には、文化施設建設費の減少があります。一方、

芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっています(B)。

◆A. 文化関係経費の推移



◆B. 芸術文化経費の推移



(文化庁調べ)

3. 文化関係の税制

	事項	措置内容	適用年度	
国 税	税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除(所得税)又は「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」×40%を所得税額から控除(所得税額の25%を限度)(所得税)	平成23年度～
	認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
	特定公益増進法人に対する寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除(所得税)	昭和51年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度～)
		【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	【法人の寄附金】 寄附金の合計額が特別損金算入限度額「(所得金額×3.125%)+(資本等の金額×0.1875%)」のいずれか少ない金額を損金算入※(法人税) ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	平成13年度～
	認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄附金と同様の取扱い(所得税・法人税)	昭和62年度～
	指定寄附金	【公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除(所得税)	昭和40年度～
		【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入(法人税)	平成13年度～
	相続財産の寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税(相続税)	昭和52年度～
		【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会		平成13年度～
		【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度～
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館、地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要文化財(動産又は建物)の譲渡	非課税(所得税)	昭和47年度～	
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館、地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要有形民俗文化財(動産又は建物)の譲渡(平成28年12月31日まで)	1/2課税(所得税)	昭和47年度～	
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館、地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除(所得税), 損金算入(法人税)	昭和45年度～	

	事項	措置内容	適用年度
国 税	重要文化財等の 相続・贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税) 平成15年度～
		・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税) 平成15年度～
		・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税) 平成15年度～
	登録美術品の物納	・納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、登録美術品を物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰上げ 平成10年度～
地方 税	重要文化財等 の所有	・重要文化財, 重要有形民俗文化財, 史跡名勝天然記念物(家屋及びその敷地)	非課税(固定資産税・特別土地保有税・都市計画税) 昭和25年度～
		・登録有形文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税・都市計画税) 平成8年度～
		・登録有形民俗文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税・都市計画税) 平成17年度～
		・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2課税(固定資産税・都市計画税) 平成17年度～
		・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地	1/2課税(固定資産税・都市計画税) 平成17年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・都市計画税) 平成元年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減(固定資産税・都市計画税) 平成12年度～
		・公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地)(平成29年3月31日まで)	1/2課税(不動産取得税・固定資産税・都市計画税) 平成20年度～

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年から、地価税の課税は停止されている。

5

芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部(美術)、第二部(文芸)、第三部(音楽・演劇・舞踊)の各部分からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者及び国際的に活躍した者、地域の特色を生かした文化芸術の活動を行い、顕著な功績をあげている市区町村等について、文化庁長官が表彰。	平成元年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

6 文化広報

文化庁では、国民の文化政策に対する理解を深め、文化を享受できる機会等について広く周知するための場の充実に努めています。

そのため、文化庁の施策を紹介したり、文化芸術

の担い手に対する各種の情報提供をしたりするなど、ホームページを中心とした広報手段を用いて情報発信を行っています。

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/>

文化庁のホームページを通じて各種施策に関する様々な情報提供を行っています。

ホームページの最新情報などを発信しています。

https://twitter.com/prmag_bunka

- ア. 報道発表や、行事、公募情報などのコーナーを設け、最新の施策やイベントを公開しています。
- イ. 「各種データベース」を設けて、最新の情報を公開しています。

- ◆国指定文化財等データベース
- ◆文化遺産オンライン
- ◆全国ロケーションデータベース
- ◆著作権登録状況検索システム など

- ウ. Web広報誌として毎月公開していた「文化庁月報」は平成25年度3月号で終了し、平成26年度からは「文化庁広報誌 ぶんかる」がスタートしました。引き続き、文化庁及び国立美術館・博物館・劇場における取組の情報や文化をめぐる様々な活動等を紹介しています。

<http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>

- エ. 平成26年度5月から、文化庁公式Twitter「文化庁広報誌 ぶんかる」を開設し、ほぼ毎日、文化庁



「文化庁広報誌 ぶんかる」

2. 文部科学省情報ひろば

<http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/>

文部科学省は、旧文部省庁舎内に「情報ひろば」を設け、多くの方に文部科学行政の今と昔を知っていただくために、様々な展示物を紹介しています。文化展示室では、重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）の作品などを展示しています。



7

企業等による芸術文化活動への支援

1. 企業等による芸術文化活動への支援（メセナ活動）

民間による芸術文化振興は、CSR（企業の社会的責任）や社会貢献意識の高まりに加え、経済と文化の両輪で豊かな社会を創造するとの認識から、多くの企業等が取り組んでいます。企業が自ら文化事業を実施したり、芸術文化活動への資金提供のほか、人

材や製品など企業の経営資源を活かした支援が行われています。特に近年は、地域活性や次世代育成を目的として、比較的規模の小さな企業や地元企業がメセナ活動を展開しており、各地の文化振興に大きな役割を果たしています。

◆企業によるメセナ活動の実施状況

- ・実施企業数：333社(回答企業数：420社)
- ・活動総件数：2,928件(1社平均：8.7件)
- ・活動費総額：194億142万円(回答があった245社の総額)（1社平均：7,918万円）

◆企業財団によるメセナ活動の実施状況

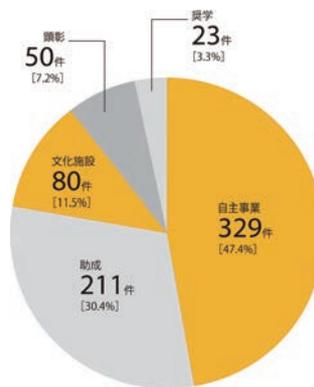
- ・活動総件数：693件(回答財団数：189団体)（1財団平均：3.6件）
- ・活動費総額：645億9,540万円(回答及び公表データによる計167団体の総額)（1財団平均：3億8,679万円）

◆メセナ活動の実施方法

[企業]実施件数ベース(総件数：1,666件／複数回答)



[財団]実施件数ベース(総件数：693件／複数回答)



※ 出典：企業メセナ協議会「企業・企業財団のメセナ活動実態調査（平成26年度）」
グラフ作成：NDC Graphics

2. (公社)企業メセナ協議会

(公社)企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術・文化支援)の活性化を目的に、平成2年に設立された中間支援組織です。企業メセナの社会的意義を高め、文化振興の基盤を整備するために、①促進普及、②情報発信、③調査研究・提言、④交流・協力連携、⑤認定・顕彰、⑥助成等を行っています。

主要事業として、芸術・文化活動に対する民間からの寄附を促す「助成認定制度」を運営するとともに、東日本大震災の直後に「GBFund」を設立し、被災地

の復興に寄与する芸術・文化活動を支援しています。同協議会への寄附は、個人の場合は所得控除又は税額控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます。

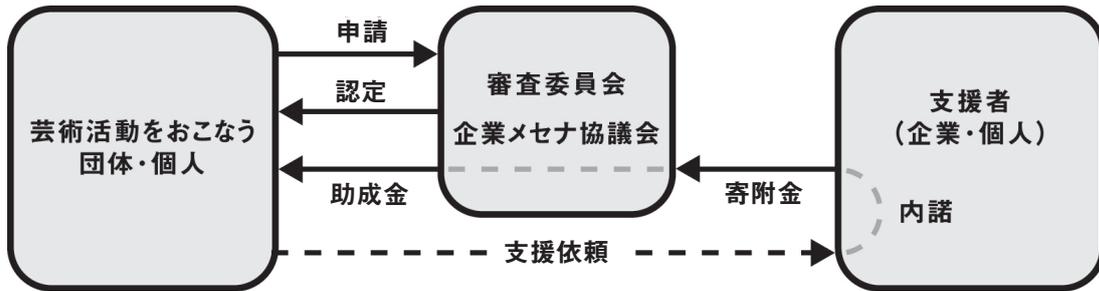
文化庁では、同協議会の顕彰事業「メセナアワード」において、国民の「文化力」「創造力」向上や日本文化の海外発信に貢献した活動に対し「文化庁長官賞」を授賞しています。

(1) 助成認定制度

同協議会では、芸術・文化活動に対する民間からの寄附を税制面から促進する目的で、平成6年から「助成認定制度」を運営しています。企業や個人が公益社団法人である同協議会の助成活動に対して寄附

を行うことで、税制優遇が受けられる制度です。芸術・文化活動を行う団体・個人が活動ごとに申請し、「助成認定」を受けた上で、協議会への寄附を助成金として受け取ることができます。

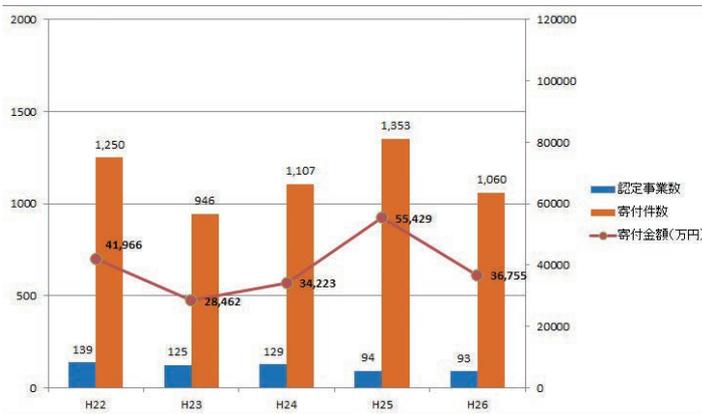
寄附者から助成認定活動を行う団体・個人への寄附金の流れ



【平成26年度実績】

認定芸術文化活動：93件，寄附件数：1,060件，寄附総額：3億6,755万円

【助成認定制度実績(過去5年分)】



(2) 2021 芸術・文化による社会創造ファンド (2021 Arts Fund)

2020年から先の文化創造に資するべく、地域文化振興及び芸術・文化による地域創造、芸術・文化を通じた国際交流及び日本文化の国際発信、芸術・文化及びこれを通じた社会創造を担う人材育成を重点として、寄附者の意向に応じた目的別ファンドを設置するとともに、目的を達成するための寄附コーディネートを行っています。

(3) 東日本大震災 芸術・文化による復興支援ファンド「GBFund」

GBFund (ジービーファンド, G:芸術, B:文化, F:復興/ファンド)は、平成23年3月23日に同協議会が立ち上げた芸術・文化による復興支援ファンドです。趣旨に賛同する寄附者とともに、設立より5年間、被災者・被災地を応援する目的で行われる芸術・文化活動や、被災地の有形無形の文化資源を再生する活動を支援しています。特に郷土芸能や祭りが被災地の復興に果たす役割に注目し、「百祭復興プロジェクト」という枠を設けて重点的な支援も行なっています。平成26年度末には寄附総額が1億4千万円を超え、これまでに224件の活動を助成しています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 に向けた文化プログラム

1. 文化プログラムとは

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピックは、「スポーツと文化の祭典」とも言われ、開催国の文化を国内外に発信するまたとない機会となります。

オリンピック憲章では、スポーツと文化、教育の融合が挙げられ、オリンピズムの第1の根本原則として、「オリンピズムは、人生哲学であり、肉体と意思と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツと文化と教育を融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍的・基本的。倫理的諸原則に基づいた生き方の創造である。」と規定されています。また、第5章第39条には「OCOG（オリンピック競技大会組織委員会）は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプ

ログラムを計画しなければならない。このプログラムは、IOC理事会に提出して事前の承認を得るものとする。」と規定されています。

このように、文化プログラムはオリンピック開催国の責務とされ、これまで約1世紀にわたり、芸術競技や芸術展示など、様々な文化事業が実施されてきました。特に、第25回バルセロナのときから、前のオリンピック後から4年間にわたり、文化事業が展開されるようになっていきます。特に、2012（平成24）年のロンドンオリンピック・パラリンピックにおいては、北京オリンピック・パラリンピック後、4年間にわたり、イベント総数約18万件、参加アーティスト数約4万人という、大規模な文化プログラムが実施されました。2020年の東京においても、日本全国で長期かつ大規模な文化事業が期待されています。

2. 文化による新たな社会モデルの構築へ

我が国は、諸外国に先駆け、人口減少社会が到来、地方では過疎化や少子高齢化等の影響、都市部でも単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっており、文化芸術が生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や

解決につなげることが求められています。

2020年に向けた文化プログラムは、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へと発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を活かし、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会であり、我が国の未来をつくり、「文化芸術立国」を実現します。

3. 文化プログラムの取組

文化庁においても、2020(平成32)年に向けて、日本各地の文化資源を積極的に活用し、関係省庁や全国の地方公共団体、多くの芸術家等、関係者と共に、日本の文化によって、世界の人々を魅了する文化イベントや各種取組を進めることとしています。それらの取組は、決して一過性のイベントで終わらせるのではなく、かけがえのない日本の遺産(レガシー)として残し、我が国が、より一層文化芸術に立脚した国となるよう、文化力の顕在化、基盤の強化を図ります。

2020年を新たな成長に向かう契機の年として、文化プログラムを日本全国津々浦々で行うことを目指すととともに、文化を通じた世界の人々の往来や交流を生み出し、一人一人が互いを認め合う包容力のある社会、文化芸術による魅力あふれる社会を実現することを目指しています。

こうした目標の実現を目指し、平成26年12月から、文化庁長官の下に「2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会」を開催し、魅力ある文化イベント等を全国展開するための方策等について若手有識者から提案をいただきつつ、文化庁として文化プログラムを実施するためのコンセプト、体制等の実施構想について検討してきました。

平成27年7月、文化庁では、文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想を発表しました。

文化庁が取り組む文化プログラムを「文化力プロジェクト(仮称)」とし、全国の幅広い取組を奨励し、機運を盛り上げていきます。

文化庁が進める文化力プロジェクトとして、以下の三つの枠組みを予定しています。

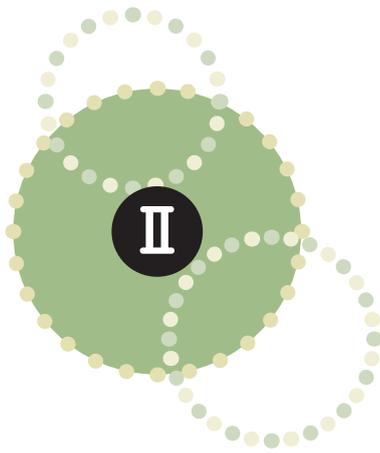
- ・国の顔となるリーディング・プロジェクトの取組を進めること
 - ・国際芸術祭など、国、地方、民間がタイアップした取組を進めること
 - ・地域の伝統的な行事など、住民、民間、地方公共団体主体の取組を奨励すること
- です。

この実施に当たっては、文化庁内に実行チームを設置する予定です。また、組織委員会、内閣官房や関係省庁、国立文化施設との協働のほか、地方自治体、民間企業・団体、大学・大学生、国民の参画など、社会総がかりで全国的に機運を高め、2020年以降の文化芸術立国の実現を目指します。

〈文化力プロジェクト(仮称)の目標〉

- | | |
|-------------|---------|
| ・ イベント数 | 20万件 |
| ・ 参加アーティスト数 | 5万人 |
| ・ 参加人数 | 5,000万人 |

また、2016(平成28)年の秋には、政府が主体となって経済界、地方公共団体の協力を得て、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」が開催されます。同フォーラムは、2020年に向けて、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを国際的に高めるもので、文化プログラムのキックオフイベントとして開催されます。



舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術の創造活動への効果的な支援

文化庁では、我が国の芸術水準向上のけん引力となる、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の公演を重点的に支援する「トップレベルの舞台芸術創造事業」を行っています。

本事業は、公演前の創作に係る経費（演出料、脚本料、稽古料など）を支援し、本番の出演料や会場費等の経費は実施団体の自己収入で賄うことにすることで、多くの収入を得た場合には団体の利益とな

り、収入を増加させるインセンティブが働く仕組みになっています。

また、一定の基準を満たした団体は年間の活動を総合的に支援し、安定的な芸術創造活動を可能としています。

なお、これらの取組は、独立行政法人日本芸術文化振興会に補助金を交付して行っています。

◆平成 27 年度トップレベルの舞台芸術創造事業助成対象分野別採択状況

(単位：百万円)

助成対象分野	応募件数	採択件数	助成交付予定額
音楽	144	109	1,702
舞踊	50	32	537
演劇	187	105	665
伝統芸能	48	20	72
大衆芸能	15	11	153
計	444	277	3,128

◆新たな支援の内容

さらに、平成 26 年度からは「戦略的芸術文化創造推進事業」を新たに行っています。本事業では実演芸術に係る新たな観客層の開拓・育成や経営基盤の強化、障害者の優れた芸術作品の展示促進に係る取組など、我が国の芸術文化振興上の課題解決に資する事業について、芸術団体等の企画提案を公募・審査を経て実施しており、平成 26 年度は 28 件の取組を採択しました。

また、文化芸術活動への支援をより効果的に行い、PDCA サイクルを確立するため、独立行政法人日本芸術文化振興会において、「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する芸術文化振興基金事業について）専門家を活用した審査・評価等の仕組みを試行的に導入しています。(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野が対象)

2 芸術文化振興基金

◆助成の対象となる活動

- 1** 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
- (1) 現代舞台芸術の公演，伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示，国内映画祭その他の活動
 - (3) 多分野にまたがる公演，展示その他の活動

- 2** 地域の文化の振興を目的として行う活動
- (1) 文化会館，美術館その他の地域の文化施設において行う公演，展示その他の活動
 - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し，活用する活動
 - (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し，活用する活動

- 3** 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演，展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元，伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金は，全ての国民が芸術文化に親しみ，自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から，安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として，平成2年3月に設けられました。

約661億円（政府からの出資金約541億円，民間からの出せん金約120億円）の基金を日本芸術文化振興会が運用し，その運用益をもって芸術文化活動を支援しています。

なお，芸術文化の振興を図るために，芸術文化振興基金への寄附金を募り，その拡大に努めています。

◆平成26年度の助成金交付状況（ ）は平成25年度助成金交付状況

（百万円）

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	840 (860)	353 (346)	745 (769)
・ 地域の文化の振興を目的として行う活動	386 (406)	219 (212)	290 (268)
・ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	218 (278)	114 (128)	99 (92)

3

世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外研修や育成公演・研修などの事業を行っています。

制度	内容
新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。 従来の1年研修、2年研修、3年研修、特別研修(80日間)、高校生研修(350日)に加え、平成26年度より短期研修(20～40日)を新設。これまでに約3,250名を派遣。
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともに、その基盤整備を行っている。
大学を活用した文化芸術推進事業	芸術系大学等が有する資源(教員、教育研究機能、施設・資料等)を活用した舞台芸術、美術等に係るアートマネジメント人材の養成事業を支援。

◆新進芸術家海外研修制度のこれまでの主な研修者の例

奥谷 博	(美術：洋画)	昭和42年度
森下 洋子	(舞踊：バレエ)	昭和50年度
絹谷 幸二	(美術：洋画)	昭和52年度
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽)	昭和59年度
野田 秀樹	(演劇：演出)	平成4年度
諏訪内 晶子	(音楽：器楽)	平成6年度
野村 萬斎	(演劇：狂言師)	平成6年度
崔 洋一	(映画：監督)	平成8年度
鴻上 尚史	(演劇：演出)	平成9年度
長塚 圭史	(演劇：演出・劇作・俳優)	平成20年度

◆平成27年度 新進芸術家海外研修制度研修員採択状況(分野別内訳)

	1年研修	2年研修	3年研修	特別研修	短期研修 (前期のみ)	15歳以上 18歳未満の部
美術	20	4	0	2	3	—
音楽	16	2	0	3	2	0
舞踊	3	1	0	1	2	5
演劇・舞台美術等	7	0	0	2	1	—
映画・メディア芸術	8	0	0	0	0	—
計	54	7	0	8	8	5

4 文化庁芸術祭の開催

平成 26 年度（第 69 回）文化庁芸術祭



オープニング 国際音楽の日記念 伝統芸能の交流－日本・モンゴルの歌と踊り－
制作：独立行政法人日本芸術文化振興会



バレエ「眠れる森の美女」
制作：新国立劇場 撮影：鹿摩隆司

文化庁芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

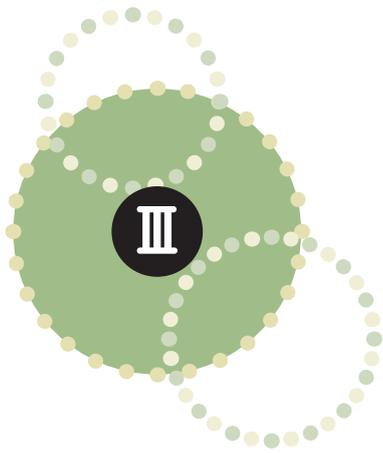
平成26年度においては、引き続き関東、関西での主催公演をはじめとする事業を展開しました。

また、演劇・音楽・舞踊・大衆芸能の4部門の参加公演及びテレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコードの4部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して文化庁芸術祭大賞、優秀賞及び新人賞が贈られました。

文化庁芸術祭オープニングとして「伝統芸能の交流－日本・モンゴルの歌と踊り－」を実施し、芸術祭の開幕を華々しく飾りました。また、主催公演としてオペラ、バレエ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎、大衆芸能など、多彩な公演を実施しました。

◆平成 26 年度（第 69 回）文化庁芸術祭

		公演名
主 催 公 演	オープニング 国際音楽の日記念	「伝統芸能の交流－日本・モンゴルの歌と踊り－」
	オペラ	オペラ「パルジファル」
	音楽	アジア オーケストラ ウィーク 2014
	歌舞伎	国立劇場 10 月歌舞伎公演
	能楽	国立能楽堂 10 月企画公演 古典の日記念〈雪景色〉
	文楽	国立文楽劇場 11 月文楽公演
	演劇	演劇「プレス・オブ・ライフ～女の肖像～」
	バレエ	バレエ「眠れる森の美女」
	邦舞	国立文楽劇場 10 月舞踊公演『東西名流舞踊鑑賞会』
	アジア・太平洋地域芸能	国立劇場おきなわ 11 月企画公演 アジア・太平洋地域の芸能「韓国・珍島シッキムクッ」
	大衆芸能	国立演芸場 10 月特別企画公演「芸術祭寄席」
参加公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計 165 公演 テレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコード 計 126 作品
協賛公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計 29 公演



メディア芸術の振興

マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外からも注目され、我が国への理解や関心を高めています。また、文化振興はもとより、コンテンツ産業や観光

の振興、国際文化交流の推進の面でも大きな意味を持っています。そのため、メディア芸術のより一層の振興を図る観点から、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を重視した、以下のような事業を実施しています。

1 メディア芸術の振興

1. メディア芸術の創造・発信支援

文化庁では、優れたメディア芸術作品を顕彰し、発表の場と鑑賞の機会を提供するため、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を実施しています。

平成26年度は、3,853作品の応募があり、その内1,818作品は海外70の国と地域からの応募でした。

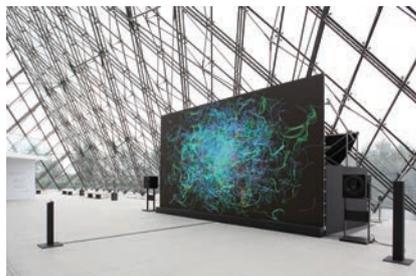
「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門ごとに大賞、優秀賞、新人賞を、またメディア芸術の振興に寄与した方に功労賞を贈呈しました。

アート部門優秀賞

『センシング・ストリームズ
ー不可視、不可聴』

作者：坂本龍一／真鍋大渡
©SAKAMOTO Ryuichi
／ MANABE Daito

Photo: Keizo Kioku, Courtesy of
Creative City Sapporo International
Art Festival Executive Committee



アート部門優秀賞

『Nyloid』

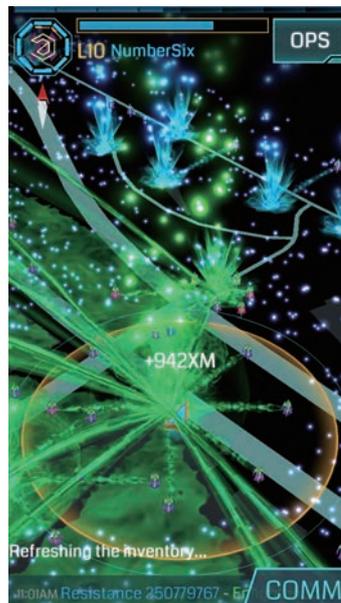
作者：Cod.Act(Michel DÉCOSTERD
／ André DÉCOSTERD)

©Cod.Act
Photo: Xavier Voirol



エンターテインメント 部門大賞

『Ingress』
作者：Google's Niantic Labs
(創業者：John HANKE)
©Google/Niantic Labs
Photo:Google's Niantic Labs





アニメーション部門
 『The Wound』
 作者：Anna BUDANOVA
 ©Ural-Cinema



マンガ部門大賞
 『五色の舟』
 作者：近藤ようこ(原作：津原泰水)
 ©Youko Kondo / Yasumi Tshara 2014

受賞作品展は毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で開催し、多くの方々に来場いただき、最新のメディア芸術作品に触れていただいています。

受賞作品展以外にも、前年度及び過去の受賞作品を中心に、「海外メディア芸術祭等参加事業」「メディア

芸術祭地方展」などの実施により、国内外へ優れたメディア芸術作品を発信しています。また、「メディア芸術データベース」を運用したり、産・学・館(官)が連携し、共同事業を実施することでメディア芸術の振興を図っています。

文化庁メディア芸術祭
 受賞作品展会場



文化庁メディア芸術祭
 十勝帯広展会場



2. メディア芸術の人材育成支援

我が国のメディア芸術を支える優れた若手クリエイターやアニメーターを育成するための支援策を実

施し、この分野の人材育成を推進します。

メディア芸術の振興

創造・発信 支援 (発信、展示、 情報収集、 創作活動の 促進等)	文化庁メディア芸術祭等事業	・メディア芸術の総合的祭典として、優れた作品の顕彰、入賞作品の展示等を実施。 ・地方展の開催、優秀作品を国内メディア芸術関連フェスティバル・施設に出品。
	海外メディア芸術祭等参加事業	・優れた作品を海外のメディア芸術関連フェスティバルや施設において展示・上映
	アニメーション映画製作支援事業	・優れたアニメーション映画製作費の一部を補助。
	メディア芸術連携促進等事業	・産・学・館(官)が連携し共同事業を実施。また、メディア芸術作品に係るデータベースを運用・活用、各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組を支援。
人材育成 支援	メディア芸術クリエイター育成支援事業	・若手クリエイター等が行う創作活動支援。
	若手アニメーター等人材育成事業	・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。
	海外メディア芸術クリエイター招へい事業	・海外の優秀な若手クリエイターを招へいし、研修・研究の機会を提供。

2

日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。

文化庁では、平成15年4月の「映画振興に関する

懇談会」で、「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～（提言）」を取りまとめました。これを受け、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③我が国の映画フィルムの保存・継承、を柱とする日本映画の振興施策を推進しています。

日本映画の振興

日本映画の創造・交流・発信	映画製作への支援	・我が国の優れた映画製作に対して支援を行う。
	ロケーションに係るデータベースの運営	・日本全国のロケーション（野外撮影）に関する情報を一元化したデータベースを運営し、魅力ある撮影場所を国内外へ発信し、我が国における撮影の促進を図る。
	文化映画賞	・文化記録映画部門受賞作品及び映画功労部門における受賞者を決定し、贈賞式、上映会を開催する。
	海外映画祭への出品等支援	・優れた日本映画を世界に発信するため、日本映画の海外映画祭への出品等を支援する。
	全国映画会議	・映画に関する多様な意見や課題等に関する会議等を行い、様々な映画関係者や団体が交流・発信できる機会を提供する。
	アジアにおける日本映画特集上映事業	・アジア地域において日本映画の特集上映を実施し、日本文化への理解と上映機会の増加を促進する。
	「日本映画情報システム」の整備	・国内外への日本映画の紹介や多様な作品の上映を可能とするため、映画情報のデータベースを整備する。
若手映画作家等の育成	短編映画作品支援による若手映画作家等の育成	・映画製作のワークショップや、実際の短編映画作品の製作を通して、将来を担う優れた若手映画作家を育成する。
	映画関係団体等の人材育成事業の支援	・映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、製作現場における学生の実習（インターンシップ）受入を支援する。
我が国の映画フィルムの保存・継承	東京国立近代美術館フィルムセンター	・我が国の貴重な映画フィルムの保存・継承を行う。

また、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて有効です。文化庁では、日本映画に関する

情報提供として、データベースの整備も進めています。



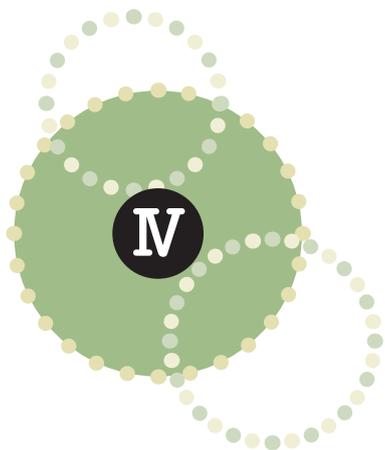
短編映画作品製作による若手映画作家育成事業（製作実地研修の様子）



全国ロケーションデータベース
<http://www.jldb.bunka.go.jp/>



日本映画情報システム
<http://www.japanese-cinema-db.jp/>



子供たちの文化芸術 体験活動の推進

1. 文化芸術による子供の育成事業

子供たちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することは、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実にもつながります。

このため、文化庁では、子供たちが小学校・中学校等の体育館等で、オーケストラ、演劇等の優れた文化芸術を体験・鑑賞できる機会を提供しています。

「文化芸術による子供の育成事業」では、右のような事業を実施しています。

①巡回公演事業

文化庁が選定した一流の文化芸術団体が、小学校・中学校等で、実演芸術公演と、鑑賞指導や実技指導を目的としたワークショップを実施
公演種目：合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、児童劇、ミュージカル、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、バレエ、現代舞踊、演芸 等

②芸術家の派遣事業

学校が独自に選定した個人又は少人数の芸術家による講話や実技披露、実技指導を実施
実施分野：音楽、大衆芸能、文学、演劇、美術、生活文化、舞踊、伝統芸能、メディア芸術 等

③コミュニケーション能力向上事業

個人又は少人数の芸術家を学校に派遣し、表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施
実施分野：音楽、大衆芸能、文学、演劇、美術、生活文化、舞踊、伝統芸能、メディア芸術 等



巡回公演事業(オーケストラ公演)



芸術家の派遣事業(伝統芸能)

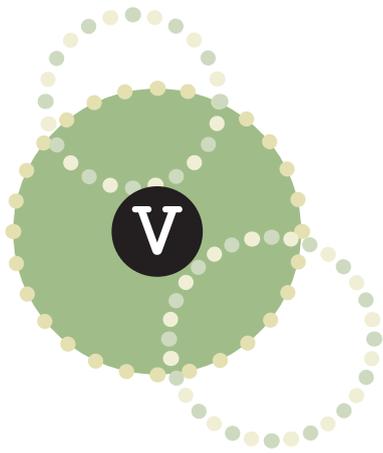


コミュニケーション能力向上事業(ワークショップ)

2. 伝統文化親子教室事業

次代を担う子供たちが、日本各地の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化や、人々の生活の中で長く親しまれ定着している生活文化に触れ、体験することは、これら伝統文化・生活文化を確実に次世代へ継承するとともに、子供たちの豊かな人間性をかんよう(涵養)することにもつながります。

このため、文化庁では、子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行っています。また、本事業では、文部科学省の「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」と連携した取組についても支援を行っています。



地域における文化の振興

1 文化財総合活用戦略プラン

日本各地には、多様で豊かな文化遺産が数多く存在します。これら文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また、地域のコミュニティを形成する上で極めて重要なものであり、確実に次世代に継承していくことが求められています。また、地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極

的な活用が期待されています。

このため、平成27年度から、「文化財総合活用戦略プラン」として、情報発信・普及啓発等の取組(ソフト)や、公開活用のための設備整備(ハード)等、文化財を一体的に活用した地域の様々な取組に対して総合的に支援を行います。

1. 日本遺産魅力発信推進事業

我が国の文化財行政は、これまで、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物など文化財の類型ごとに指定等を行うことにより、一定の規制の下、いわば“点”として保存・活用を図ることを中心に展開してきました。

一方、我が国には有形・無形の優れた文化財が各地に数多く存在しており、それらにストーリー性などの付加価値を付けつつ魅力を発信する体制を整備するとともに、文化財を核に当該地域(周辺部も含めて)の産業振興・観光振興や人材育成等とも連動して一体的なまちづくり政策を進めることが、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなります。

各地方公共団体においては、上記のような効果を念頭に文化財を積極的に活用した取組を行っていくことが望まれますが、そうした意欲的な地方公共団体を後押しする施策を実施するための有効な方策とし

て、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に活用する取組を支援する事業を創設しました。

今年度は、平成27年4月21日に開催された「日本遺産審査委員会」の審議を経て、18件を平成27年度の「日本遺産(Japan Heritage)」に認定しました。



平成 27 年度「日本遺産 (Japan Heritage)」認定一覧

No	都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
1	茨城県・栃木県・ 岡山県・大分県	◎水戸市(茨城県)・足利市(栃木県)・備前市(岡山県)・ 日田市(大分県)	近世日本の教育遺産群 一学ぶ心・礼節の本源一
2	群馬県	◎群馬県(桐生市, 甘楽町, 中之条町, 片品村)	かかあ天下ーぐんまの絹物語ー
3	富山県	高岡市	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人, 技, 心一
4	石川県	◎石川県(七尾市, 輪島市, 珠洲市, 志賀町, 穴水町, 能登町)	灯(あか)り舞う半島 能登 ~熱狂のキリコ祭り~
5	福井県	◎福井県(小浜市, 若狭町)	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ~御食国(みけつくに) 若狭と鯖街道~
6	岐阜県	岐阜市	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
7	三重県	明和町	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
8	滋賀県	◎滋賀県(大津市, 彦根市, 近江八幡市, 高島市, 東 近江市, 米原市)	琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産
9	京都府	◎京都府(宇治市, 城陽市, 八幡市, 京田辺市, 木津川市, 宇治田原町, 和束町, 南山城村)	日本茶800年の歴史散歩
10	兵庫県	篠山市	丹波篠山 デカンショ節 ー民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの 記憶
11	奈良県	◎明日香村・橿原市・高取町	「日本国創成のときー飛鳥を翔(かけ)た女性たちー」
12	鳥取県	三朝町	六根清浄と六感治癒の地~日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指の ラドン泉~
13	島根県	津和野町	津和野今昔~百景図を歩く~
14	広島県	尾道市	尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市
15	愛媛県・高知県・ 徳島県・香川県	◎愛媛県・高知県・徳島県・香川県(各県内57市町村)	「四国遍路」~回遊型巡礼路と独自の巡礼文化~
16	福岡県	太宰府市	古代日本の「西の都」~東アジアとの交流拠点~
17	長崎県	◎長崎県(対馬市, 壱岐市, 五島市, 新上五島町)	国境の島 壱岐・対馬・五島 ~古代からの架け橋~
18	熊本県	◎人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水 上村・相良村・五木村・山江村・球磨村	相良700年が生んだ保守と進取の文化 ~日本でもっとも豊 かな隠れ里 ー 人吉球磨~

2. 文化遺産を活かした地域活性化事業

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して支援を行います。



震災後初公開する鳥崎の子供手踊(南相馬市)~いわき市にて

3. 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

〈詳細については、P.72を参照〉

4. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

重要文化財(建造物)、登録有形文化財(建造物)及び重要伝統的建造物群保存地区の公開を促進し、もって地域活性化を図るため、説明板・照明等の展示設備、利用者向けのトイレ・休憩所等便益施設、来館者受付等の管理施設の整備等に支援を行います。併せて、重要伝統的建造物群保存地区の公開の際の安全性確保のため、伝統的建造物の耐震化等に関する取組への支援を行います。



重要文化財
旧出津救助院マカロニ工場
(長崎県長崎市)



室戸市吉良川重要伝統的建造物群保存地区(高知県)
吉良川まちなみ館



登録有形文化財山本能楽堂
及び能舞台(大阪府大阪市)

5. 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

史跡・名勝・天然記念物の本質的価値を未来へ確実に「維持・継承」するための保存を目的とした整備等に支援します。また、これらを地域の「たから」と

した地域振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援します。



斐太遺跡群の釜蓋遺跡
ガイドンス施設
(新潟県上越市)



高知城跡の石垣修理
(高知県高知市)

6. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発を行うとともに、その保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備整備を行い、両者の一体的な運用を図ることによって、地域活性化を促進します。



石倉の穀物倉庫を
埋蔵文化財センターに改修
(熊本県多良木町)

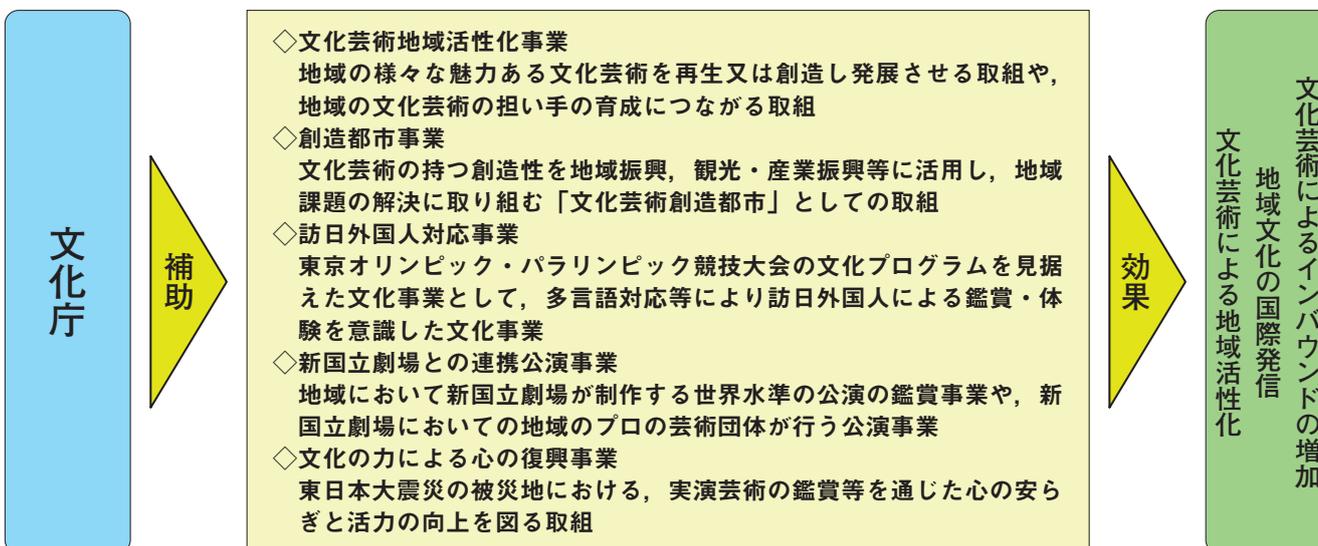
2 地域の特徴ある芸術文化活動の振興

地域の文化資源等を活用した計画的な文化活動や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業、訪日外国人が鑑賞・体験できる事業を支援します。文化芸

術による地域活性化、地域文化の国際発信、文化芸術によるインバウンドの増加を推進することを目的とします。

文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業

都道府県、市町村が以下のメニューを活用し、地域活性化・国際発信プロジェクトを策定



北海道札幌市
「札幌国際芸術祭開催による文化芸術振興及び創造都市推進事業」より
「札幌国際芸術祭2014 オープニングプログラム 旋回するノイズ」
提供：創造都市さっぽろ・国際芸術祭実行委員会



石川県
「いしかわ国際音楽祭開催事業」より
「吹奏楽の日」

3

国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を、全国規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与することを目的として開催される文化の祭典です。

第30回となる平成27年度は鹿児島県で開催されます。



国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)

◆国民文化祭 開催(予定)都道府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	12回(H9)	香川	23回(H20)	茨城
2回(S62)	熊本	13回(H10)	大分	24回(H21)	静岡
3回(S63)	兵庫	14回(H11)	岐阜	25回(H22)	岡山
4回(H1)	埼玉	15回(H12)	広島	26回(H23)	京都
5回(H2)	愛媛	16回(H13)	群馬	27回(H24)	徳島
6回(H3)	千葉	17回(H14)	鳥取	28回(H25)	山梨
7回(H4)	石川	18回(H15)	山形	29回(H26)	秋田
8回(H5)	岩手	19回(H16)	福岡	30回(H27)	鹿児島
9回(H6)	三重	20回(H17)	福井	31回(H28)	愛知
10回(H7)	栃木	21回(H18)	山口	32回(H29)	奈良
11回(H8)	富山	22回(H19)	徳島		

◆主な内容

主催事業 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの

総合文化フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど

シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど

分野別フェスティバル

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など

協賛事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など



第29回国民文化祭・あきた2014開会式



【開会式・オープニングフェスティバル】

平成27年10月31日(土)鹿児島アリーナ

【閉会式・グランドフィナーレ】

平成27年11月15日(日)宝山ホール

このほか、鹿児島県内43全ての市町村において155事業を開催し、「本物。鹿児島県～文化維新は黒潮に乗って～」をテーマに、おもてなしの心にあふれた鹿児島ならではの祭典を開催します。



大会ロゴマーク

鹿児島の方言で飛躍するという意味の「ひっとべ」で鹿児島発の情報が世界の空を飛び回るよう、国民文化祭にかける鹿児島県の意気込みが表現されている

2. 全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを目的として、昭和52年から開催している我が国最大規模の高校生の文化の祭典です。

大会の出場者が日頃の活動の成果を競い合い、交流を深める一方、大会の企画・運営にも高校生が中心的な役割を担うなど、高校生ならではの柔軟な発想を生かした大会となっています。

第39回となる平成27年度は滋賀県で開催されます。

◆主な内容

総合開会式	式典、開催県発表など
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等

◆全国高等学校総合文化祭 開催(予定)都道府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	22回(H10)	鳥取
2回(S53)	兵庫	23回(H11)	山形
3回(S54)	大分	24回(H12)	静岡
4回(S55)	石川	25回(H13)	福岡
5回(S56)	秋田	26回(H14)	神奈川
6回(S57)	栃木	27回(H15)	福井
7回(S58)	山口	28回(H16)	徳島
8回(S59)	岐阜	29回(H17)	青森
9回(S60)	岩手	30回(H18)	京都
10回(S61)	大阪	31回(H19)	島根
11回(S62)	愛知	32回(H20)	群馬
12回(S63)	熊本	33回(H21)	三重
13回(H1)	岡山	34回(H22)	宮崎
14回(H2)	山梨	35回(H23)	福島
15回(H3)	香川	36回(H24)	富山
16回(H4)	沖縄	37回(H25)	長崎
17回(H5)	埼玉	38回(H26)	茨城
18回(H6)	愛媛	39回(H27)	滋賀
19回(H7)	新潟	40回(H28)	広島
20回(H8)	北海道	41回(H29)	宮城
21回(H9)	奈良	42回(H30)	佐賀

平成26年度 第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会



つくば市内で行われたパレードの様子



総合開会式オープニング

平成27年度 第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会

【総合開会式・パレード】平成27年7月28日(火)びわ湖ホール・大津市内

全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、滋賀県が独自に行う「特別支援学校」「産業」「茶道」の3部門を加えて、県内13市で五日間にわたり開催されます。



マスコットキャラクター
湖楠(うみな)

4

文化芸術活動等を支える人材の育成

劇場・音楽堂等の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	三日間	全国の劇場・音楽堂等の施設 経営者及び管理運営担当の中 堅職員等	劇場・音楽堂等の円滑な管理 運営に必要なアートマネジメ ントに関する研修
ブロック別劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	二日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、管理運営を担当す る若手職員等	公演の企画・運営等アートマ ネジメントに関する基礎的研 修
全国劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	三日間	全国の劇場・音楽堂等に勤務 する舞台技術担当の中堅職員 等	照明、音響、舞台機構等舞台 の、統括管理に必要な専門的 知識・技術の習得に関する研 修
ブロック別劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	二日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、舞台技術を担当す る若手職員等	照明、音響、舞台機構等舞台 技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等 専門職員研修会	文化庁・大学共同利用機関法 人人間文化研究機構国立歴史 民俗博物館	五日間×2か年	歴史民俗資料館・博物館等の 専門職員で実務経験5年未満 の者 50名程度	歴史資料、民俗資料、考古資 料等の調査、収集、保存、公 開等に必要な専門的知識、技 能の研修
指定文化財（美術工芸品） 企画・展示セミナー	文化庁	五日間×2か年	指定文化財（美術工芸品）を公 開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財（美術工芸品）の 保存・公開に関わる専門的知 識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	(独)国立文化財機構東京文化 財研究所	二週間	国公私立博物館・美術館等の 保存部門担当者又は教育委員 会等に勤務する社寺等の資料 の保存担当 25名程度	文化財保存に関する基礎的な 知識及び技術についての講義 ・実習
ミュージアム・マネジメン ト研修	文化庁	三日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 管理職、地方公共団体の文化 行政担当職員等 50名程度	美術館・歴史博物館の企画及 び管理運営に必要な専門的知 識や社会的動向に関する研修
ミュージアム・エデュケー ター研修	文化庁	五日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 学芸員等 50名程度	美術館・歴史博物館における 教育普及に必要な能力に関す る研修
埋蔵文化財担当者研修	(独)国立文化財機構奈良文化 財研究所	研修・課程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担 当職員等 計160名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要 な一般及び専門知識と技術に 関する研修
文化財行政講座	文化庁	三日間	地方公共団体等の文化財行政 担当職員等で、経験年数3年 未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基 礎的事項及び実務上の課題に 関する研修
「歴史文化基本構想」研修会	文化庁	二日間	地方公共団体等の文化財行政 実務担当職員等 100名程度	「歴史文化基本構想」の策定に 必要な事項、実務上の課題、 事例紹介に関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修会 (基礎コース・実践コース)	文化庁	各三日間	地方公共団体等において伝統 的建造物群の保護行政に携わ る者等(実践コースは、伝統 的建造物群保存地区制度をす でに導入している地方公共団 体等で2年以上の実務経験を 有する者) 各60名程度	伝統的建造物群保存地区に係 る職務遂行に必要な基礎的事 項に関する研修(実践コース は、伝統的建造物群の保存に かかる諸問題に的確に対応す るために必要な専門的事項に 関する研修)
文化財建造物修理 主任技術者講習会 (普通コース・上級コース)	文化庁	普通コースは 八日間程度×2か年 上級コースは七日間	文化財建造物における修理設 計・施工監理等の業務に主導 的に携わる者(上級コースは 普通コースを受講した者)各 20名程度	文化財建造物の保存・修理に おける専門的知識・技能の研 修

5 劇場・音楽堂等活性化事業

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場、音楽堂等間のネットワーク形成を支援

すること等により、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与します。

1. 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場、音楽堂等が行う国際的水準

の実演芸術の創造発信や、人材養成事業、普及啓発事業を総合的に支援します。

2. 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場、音楽堂等が実演芸術団体と共同して行

う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)を支援します。

3. 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場、音楽堂等が中心となり、地域住民や実演芸術団体等とともに

取り組む実演芸術の創造活動や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援します。

4. 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場、音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を

鑑賞できるよう、劇場、音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演を支援します。

5. 劇場・音楽堂等基盤整備事業

劇場、音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提

供、調査研究及び研修会(アートマネジメント研修、技術職員研修)を実施します。



「マーラー千人10th記念公演」
公益財団法人川崎市文化財団
(ミュゼ川崎シンフォニーホール)



「スペイン国立ダンスカンパニー公演」
制作：(公財)愛知県文化振興事業団(愛知県芸術劇場)
撮影：アーノルド・グロッシュェル

6 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や地方公共団体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業や街の賑わいに結びつけることを目指す地方公共団体が増えてきました。文化庁では、文化芸術の持つ創造性を活かして、産業振興、地域活性化等を図る「文化芸術創造都市」の取組を推進しています。例えば、都市政策の中心に文化政策を据える地方公共団体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました。

また、平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む地方公共団体やその関係者を対象とし、情

報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。また、25年度1月には、国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、各自治体等の連携により、「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）」が設立されました。文化庁としては、このようなネットワーク組織を支援するとともに、26年4月に、全国各地域の文化芸術創造都市づくりの支援のために、地方公共団体等からの相談機能を果たす「文化庁・文化芸術創造都市振興室」を設け、文化芸術創造都市の推進を図っています。

◆文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)被表彰都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)	水戸市(茨城県)	仙北市(秋田県)	新潟市(新潟県)	八戸市(青森県)	美唄市(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)	十日町市・津南町(新潟県)	鶴岡市(山形県)	大垣市(岐阜県)	いわき市(福島県)	松本市(長野県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)	南砺市(富山県)	浜松市(静岡県)	神山町(徳島県)	千曲市(長野県)	松山市(愛媛県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)	木曾町(長野県)	舞鶴市(京都府)		尾道市(広島県)	内子町(愛媛県)
			神戸市(兵庫県)				



美唄市：子どもたちの手づくりキャンドルを水辺に灯す「アルテの盆おどり」(アルテピアッツァ美唄)



松本市：小澤征爾が総監督を務める「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」。市民ボランティアがフェスティバルの担い手となっています



松山市：商店街の特設会場で開催された「俳句甲子園」全国大会予選リーグ



内子町：まちづくりの出発点 八日市護国伝統的建造物群保存地区

7 文化力プロジェクト

文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地域の関係者と協働して推進しています。これらの取組は、地域の人と人、人と文化をつなぎ、さらには観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性

化させるものとして高い注目を集めています。それぞれのプロジェクトにおいて、「文化力」ロゴマークやホームページを活用した広報活動など、「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しており、現在、次の八つ（地域別四つ、テーマ別四つ）のプロジェクトが展開されています。

1. 関西元気文化圏

関西から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にすることをねらいとして、平成15年8月から関西元気文化圏推進協議会を中心に、文化団体や企業、自治体、文化庁など多様な主体が、文化活動の展開を通じた文化圏の一体化、活性化の推進に取り組んでいます。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/cgi-bin/kansai/index.php>



2. 丸の内元気文化プロジェクト

丸の内地区で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことをねらいとして、平成16年5月から各団体や企業等が行う文化活動やイベントに対して、共通の広報媒体を用いた広報活動を行うなど、丸の内地区が文化的な街であることを印象づける取組を行っています。

<http://www.marunouchi.com/bunka/>



3. 九州・沖縄から文化力プロジェクト

九州・沖縄・山口から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成18年9月から九州・沖縄文化力推進会議を中心に、各地域で継承・蓄積されている魅力あふれる文化を再認識し、文化活動の充実とその発信を通じた地域の一体化・活性化を図る取組を行っています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/cgi-bin/kyushu/index.php>



4. 霞が関から文化カプロジェクト

霞が関から、文化がもたらす豊かさなどをアピールし、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成20年3月に開始したプロジェクトです。

保存・復元された旧文部省庁舎の1階にある文部科学省情報ひろば「ラウンジ」や、霞が関コモンゲート内の様々な場所を舞台に、多様な文化活動を開催しています。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/kasumigaseki/



5. 修理現場から文化カプロジェクト

国宝・重要文化財などの文化財建造物の保存修理事業の修理現場公開事業や保存修理に関する普及・広報活動を行うことで、文化財建造物が、各地域の「文化力」を盛り上げ、地域振興の核となることをねらいとして、平成19年6月からロゴマークを活用した取組を行っています。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/shurigenba/



6. 市民から文化カプロジェクト

アート NPO などの「市民による文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような活動」が、各地域及び日本の文化を支えていることを広く PR し、全国各地域での活動を一層盛り上げていくことをねらいとして、平成20年2月からホームページで情報を発信しています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/>



7. 発掘現場から文化カプロジェクト

国民や地域住民に埋蔵文化財や発掘調査に対する正しい理解と協力を促すとともに、埋蔵文化財に関わる様々な人々の活動を盛り上げていくことをねらいとして、平成21年5月から埋蔵文化財の発掘調査や、その成果を公開する事業において、ロゴマークを活用した広報活動を行っています。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/hakkutsugenba/

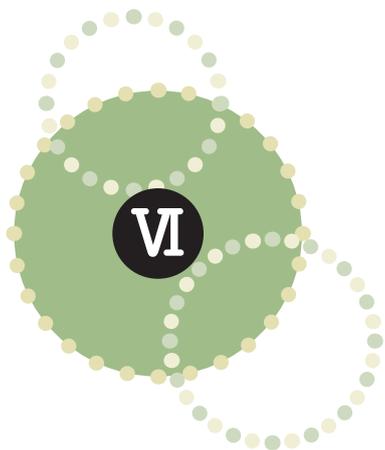


8. 大学から文化カプロジェクト

大学が取り組む地域に開かれた文化芸術活動やその成果を公開する活動・広報活動などに広く活用するため、平成25年4月に開始しました。国民や地域住民の皆様が文化に触れる機会が増えることにより、魅力ある地域づくり・ひとづくりに積極的に生かされることを期待します。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/daigaku/





文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

1. 概要（『国指定文化財等件数一覧』等）

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

◆国指定文化財等件数一覧

平成27年4月1日現在

指定			
重要文化財(うち国宝)		13,001件	(1,093件) ※1
建造物		2,428件	(221件)
美術工芸品		10,573件	(872件)
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	38件	(55人)
	総合認定	13件	(13団体)
工芸技術	各個認定	41件	(58人) ※2
	保持団体認定	14件	(14団体)
重要有形民俗文化財		216件	
重要無形民俗文化財		290件	
史跡名勝天然記念物(うち特別史跡名勝天然記念物)		3,113件	(172件) ※3
史跡		1,745件	(61件)
名勝		393件	(36件)
天然記念物		1,013件	(75件)
選定			
重要文化的景観		47件	
重要伝統的建造物群保存地区		109地区	
登録			
登録有形文化財(建造物)		10,084件	
登録有形文化財(美術工芸品)		14件	
登録有形民俗文化財		36件	
登録記念物		92件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	47件	(55人)
	保存団体	31件	(33団体) ※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 工芸技術の各個認定保持者は重複認定があり、実員数は57人となる

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は31団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(建造物、美術工芸品、有形の民俗文化財等)については保存修理、防災、買上げ等、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な措置を講じています。

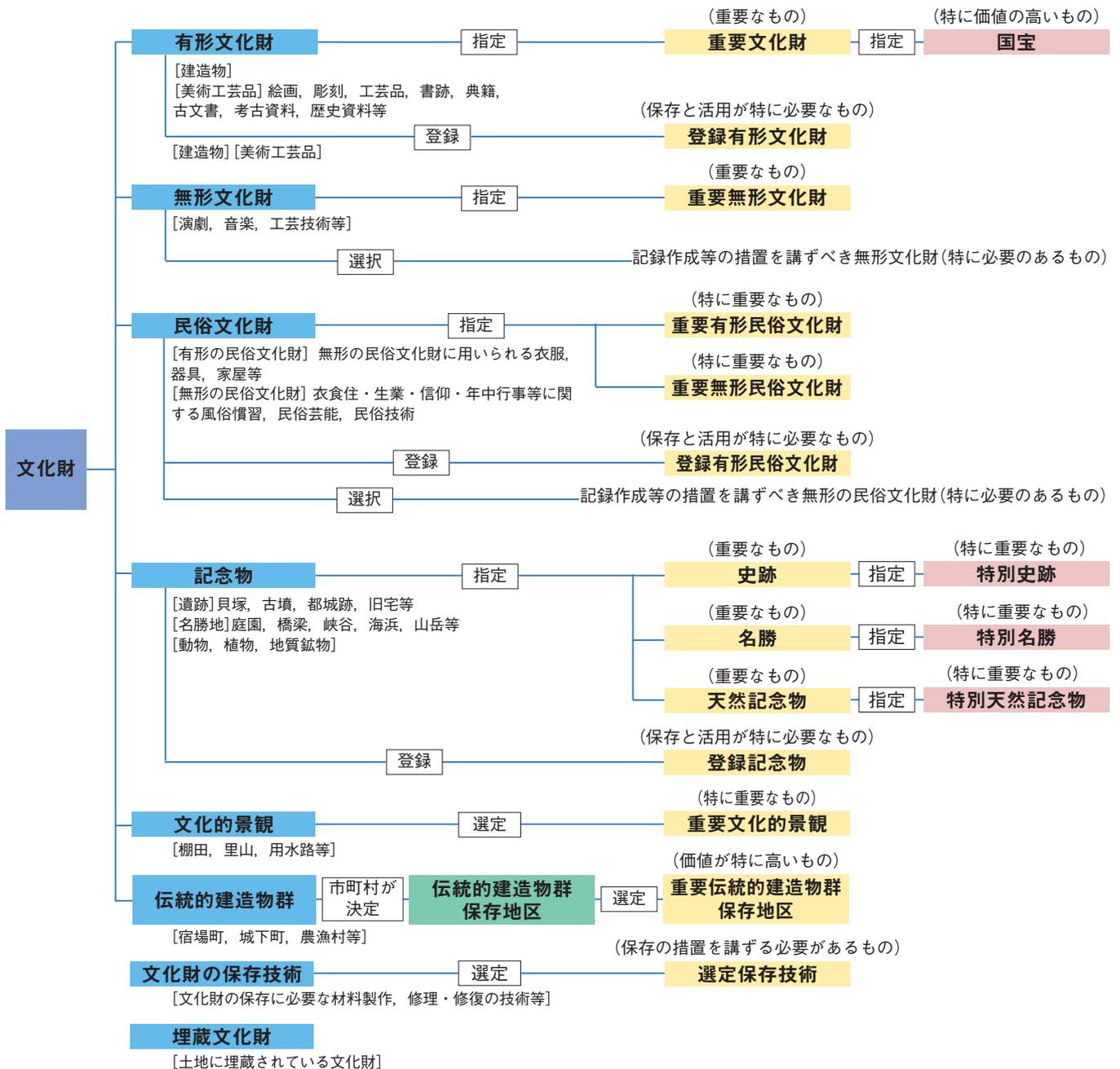
また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財(有形文化財、有形の民俗文化財、記念物)等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定したり、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課したりするなどの保護のための措置を講じています。

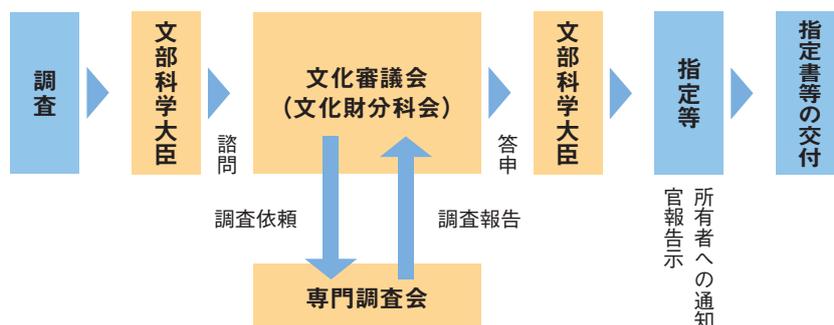
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次ページのようになります。

2. 文化財の体系図

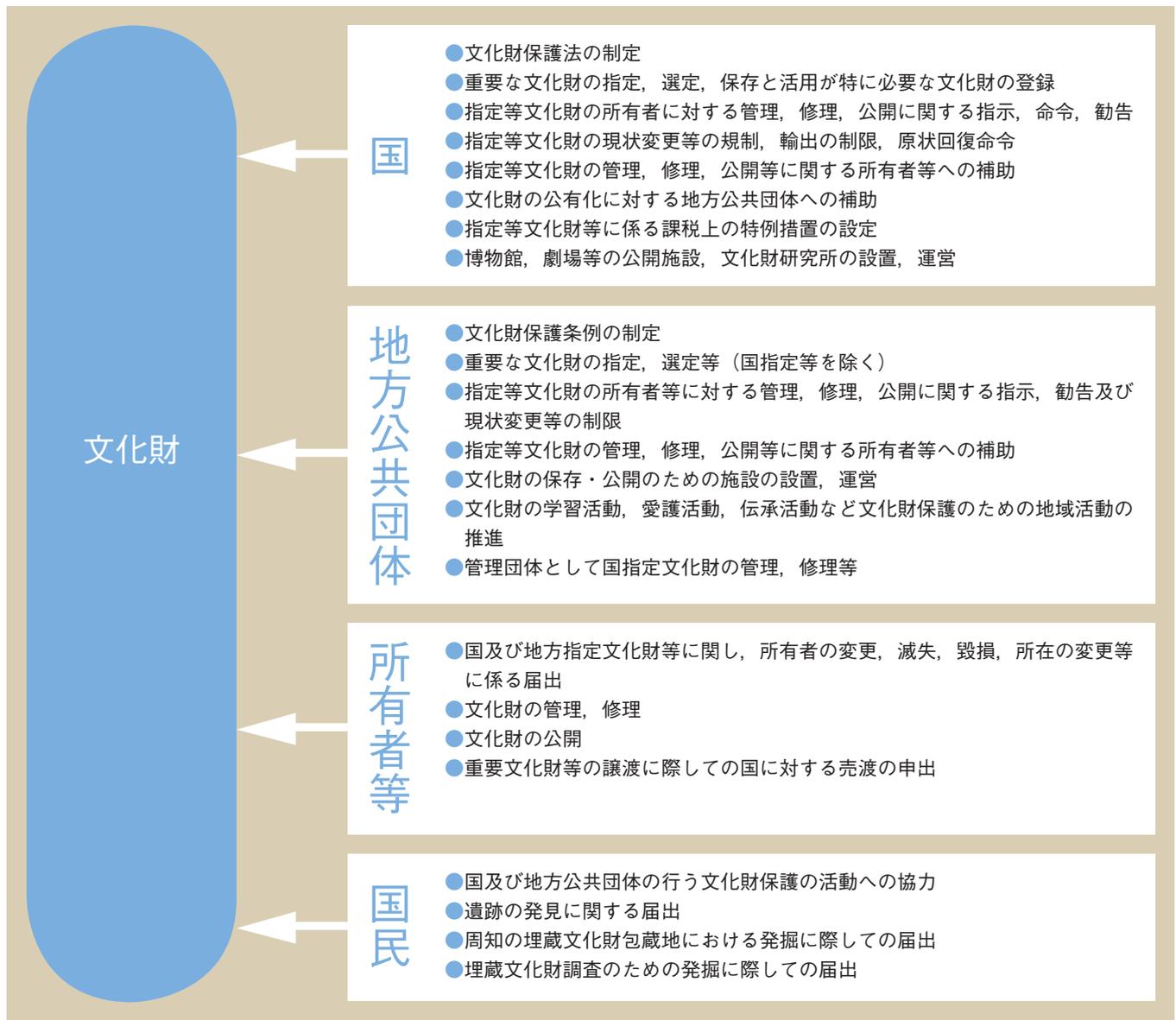
◆文化財の体系図



◆文化財の指定・登録・選定を受けるまで



3. 文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者等の主な役割



2

有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

1. 建造物

平成27年4月1日現在、2,428件、4,695棟（うち国宝221件、271棟）の建造物が指定されています。これらの建造物については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者又は管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木造で、茅や檜皮のような植物性素材の屋根のものを多数含んでおり、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災施設等の設置について必要な補助

を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近年では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。平成26年度までに国宝2件（旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）、旧富岡製糸場）を含む312件の近代の建造物が重要文化財に指定されています。あわせて近世以前の建造物の国宝・重要文化財指定も進めています。



国宝
本願寺御影堂(奥)、
本願寺阿弥陀堂
(手前)
(京都府京都市)



国宝
旧富岡製糸場
(群馬県富岡市)

◆国宝・重要文化財（建造物）種類別・時代別指定内訳

平成27年4月1日現在

	種類別	件数	棟数
近世以前の分類	神社	569 (39)	1,203 (65)
	寺院	855 (155)	1,169 (163)
	城郭	53 (8)	235 (16)
	住宅	95 (14)	153 (20)
	民家	351	847
	その他	193 (3)	261 (3)
	小計	2,116 (219)	3,868 (267)
近代の分類	宗教施設	27	41
	住居施設	85 (1)	326 (1)
	学校施設	41	80
	文化施設	35	60
	官公庁舎	25	30
	商業・業務	21	28
	産業・交通・土木	73 (1)	245 (3)
	その他	5	17
	小計	312 (2)	827 (4)
	合計	2,428 (221)	4,695 (271)

(注) ()内は国宝で内数



登録有形文化財
神戸ポートタワー
(兵庫県神戸市)



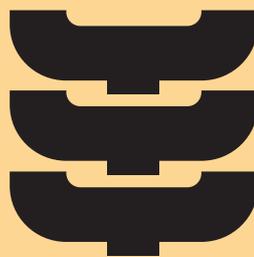
登録有形文化財
旧犬吠埼霧信号所霧笛舎
(千葉県銚子市)

平成8年の文化財保護法改正によって、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、それらに付随する門や塀などの工作物を含めた様々な建造物が登録され、平成27年3月には登録件数が10,000件を超えました。平成27年4月1日現在10,084件が登録され、その所在は47都道府県839市町村(区)に及んでいます。

文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗拱（組物）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



文化財保護強調週間ロゴマーク

「文化財保護強調週間ロゴマーク」は、平成22年に文化財保護法施行60周年を迎えたことを記念し、文化財保護強調週間がより国民に身近となるよう、公募を経て定められたものです。

このロゴマークは、文化財の「文」を様式化した形をモチーフとして、日本の文化的活動により生み出された文化的所産の変遷を「家紋」のイメージで表しています。色彩についても、文化財の六つの分野「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」を表しています。

なお、文化財保護強調週間は毎年11月1日から7日までの1週間です。この期間に、国民が文化財に親しむことを目的として、文化財所有者や都道府県及び市町村の教育委員会の協力の下、歴史的建造物や美術工芸品の特別公開、文化財ウォーク、伝統芸能発表会などの様々な行事が全国各地で開催されており、平成27年には、62回目を迎えます。



文化財保護強調週間
Cultural Properties Protection Week

2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成27年4月1日現在、10,573件(うち国宝872件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修理は、所有者又は管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて文化庁長官が許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができるとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成27年4月1日現在、14件の登録が行われています。



国宝 土偶 茅野市



重要文化財 慈鎮和尚夢想記 国立大学法人東京大学

◆国宝・重要文化財種別件数

平成27年4月1日現在

区分	件数
絵画	1,994 (159)
彫刻	2,685 (128)
工芸品	2,445 (252)
書跡・典籍	1,900 (224)
古文書	754 (60)
考古資料	612 (46)
歴史資料	183 (3)
計	10,573 (872)

(注) ()内は国宝で内数



重要文化財 木造伎楽面 国



重要文化財 武雄鍋島家洋学関係資料 武雄市

3 無形文化財



重要無形文化財「古典落語」
保持者：郡山剛藏(芸名 柳家小三治)

◆重要無形文化財指定件数

平成27年4月1日現在

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	4	1
	組踊	2	1
	音楽	19	7
	舞踊	1	1
	演芸	2	0
	小計	38件	13件
工芸技術	陶芸	9	3
	染織	15	7
	漆芸	5	1
	金工	5	0
	木竹工	2	0
	人形 てすきわし 手漉和紙	3	3
	小計	41件	14件
合計	79件	27件	

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間のわざそのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得しているものを保持者又は保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式が執られています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体や地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を補助しています。また、工芸技術の分野の各個認定保持者や保持団体のわざと文化財を支える技術について、作品や関係資料等を公開する展覧会を開催し、こうしたわざを守り伝えていくことへの理解の促進を図っています。さらに、独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場等）においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの伝承者養成のための研修事業等を行っています。



重要無形文化財「彫金」
保持者：山本晃

4

民俗文化財

民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用施設や防災施設など保存・活用のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。また、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会の開催などの事業、映像記録の作成などの活用事業に対して補助しています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として登録し、資料整理などの事業に対して補助を行っています。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成するとともに、地方公共団体が行う記録作成事業に対し補助を行っています。



重要有形民俗文化財 「近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品」
(滋賀県甲賀市)



重要無形民俗文化財 「長良川の鵜飼漁の技術」
(岐阜県岐阜市・関市)

◆重要有形民俗文化財指定件数 平成27年4月1日現在

種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	93
交通、運輸、通信に用いられるもの	19
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	39
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	216

◆重要無形民俗文化財指定件数 平成27年4月1日現在

種 類	件 数
風俗慣習	118
民俗芸能	159
民俗技術	13
合 計	290

5 記念物



史跡 高島炭鉱跡 高島北溪井坑跡 中ノ島炭坑跡 端島炭坑跡
(長崎県長崎市) 提供：長崎市教育委員会

◆史跡の種類別指定件数

平成27年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	679 (14)
都城跡等	387 (19)
社寺跡等	288 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	27 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	191 (2)
墳墓・碑等	77 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	8
合計	1,745 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆名勝の種類別指定件数

平成27年4月1日現在

分類	件数
庭園	218 (24)
公園	8
橋梁	2
花樹	13
松原	6 (1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34 (5)
瀑布	10
湖沼	3 (1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	38
島嶼	8 (2)
砂嘴	1 (1)
火山・温泉	2
山岳	15 (1)
丘陵・高原・平原	1
河川	2
展望地点	11 (1)
その他	5
合計	393 (36)

(注) ()内は特別名勝で内数

◆天然記念物の種類別指定件数

平成27年4月1日現在

分類	件数
動物	194 (21)
植物	549 (30)
地質鉱物	247 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	1,013 (75)

(注) ()内は特別天然記念物
で内数



名勝 旧藏内氏庭園
(福岡県築上町)

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存・活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成27年4月1日現在92件が登録されています。



登録記念物 マチカネワニ化石
(大阪府豊中市)



天然記念物
甌島長目の浜及び潟湖群の植物群落
(鹿児島県薩摩川内市)
提供：薩摩川内市教育委員会

6

文化的景観

文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地であり、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができます。

国は、文化的景観の歴史の変遷・自然的環境及び生活・生業等に関する調査事業、測量・図化など重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、地方公共団体が行う事業の経費の一部を補助しています。

平成27年4月1日現在、全国で47件の重要文化的景観が選定されています。



大溝の水辺景観（滋賀県高島市）



小菅の里及び小菅山の文化的景観（長野県飯山市）

◆重要文化的景観一覧

平成27年4月1日現在

名称	所在地	選定年月日
1 近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	平成18年1月26日
2 一関本寺の農村景観	岩手県一関市	平成18年7月28日
3 アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	平成19年7月26日
4 遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	平成19年7月26日
5 遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落	岩手県遠野市	平成20年3月28日
6 高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	平成20年3月28日
7 小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日
8 藤野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日
9 通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日
10 宇治の文化的景観	京都府宇治市	平成21年2月12日
11 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	平成21年2月12日
12 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梶原町	平成21年2月12日
13 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	平成21年2月12日
14 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	平成21年2月12日
15 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	平成21年2月12日
16 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	平成22年2月22日
17 姨捨の棚田	長野県千曲市	平成22年2月22日
18 檜原の棚田及び農村景観	徳島県勝浦郡上勝町	平成22年2月22日
19 平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日
20 高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	平成22年8月5日
21 田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日
22 久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町	平成23年2月7日
23 小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日
24 天草市崎津・今富の文化的景観	熊本県天草市	平成23年2月7日
25 利根川・渡良瀬川合流流域の水場景観	群馬県邑楽郡板倉町	平成23年9月21日
26 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県佐渡市	平成23年9月21日
27 奥飛鳥の文化的景観	奈良県高市郡明日香村	平成23年9月21日
28 佐世保市黒島の文化的景観	長崎県佐世保市	平成23年9月21日
29 五島市久賀島の文化的景観	長崎県五島市	平成23年9月21日
30 新上五島町北魚目の文化的景観	長崎県南松浦郡新上五島町	平成24年1月24日
31 求菩提の農村景観	福岡県豊前市	平成24年9月19日
32 長崎県外海の石積集落景観	長崎県長崎市	平成24年9月19日
33 新上五島町崎浦の五島石集落景観	長崎県南松浦郡新上五島町	平成24年9月19日
34 別府の湯けむり・温泉地景観	大分県別府市	平成24年9月19日
35 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	山形県西村山郡大江町	平成25年3月27日
36 日根荘大木の農村景観	大阪府泉佐野市	平成25年10月17日
37 蘭島及び三田・清水の農山村景観	和歌山県有田郡有田川町	平成25年10月17日
38 酒谷の坂元棚田及び農山村景観	宮崎県日南市	平成25年10月17日
39 長良川中流域における岐阜の文化的景観	岐阜県岐阜市	平成26年3月18日
40 東草野の山村景観	滋賀県米原市	平成26年3月18日
41 宮津天橋立の文化的景観	京都府宮津市	平成26年3月18日
42 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	兵庫県朝来市	平成26年3月18日
43 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	島根県仁多郡奥出雲町	平成26年3月18日
44 菅浦の湖岸集落景観	滋賀県長浜市	平成26年10月6日
45 小菅の里及び小菅山の文化的景観	長野県飯山市	平成27年1月26日
46 大溝の水辺景観	滋賀県高島市	平成27年1月26日
47 三角浦の文化的景観	熊本県宇城市	平成27年1月26日

7 伝統的建造物群保存地区

1 函館市元町末広町	57 富田林市富田林
2 弘前市仲町	58 神戸市北野町山本通
3 黒石市中町	59 豊岡市出石
4 金ヶ崎町城内諏訪小路	60 篠山市篠山
5 村田町村田	61 篠山市福住
6 横手市増田	62 榎原市今井町
7 仙北市角館	63 五條市五條新町
8 下郷町大内宿	64 宇陀市松山
9 南会津町前沢	65 湯浅町湯浅
10 桜川市真壁	66 倉吉市打吹玉川
11 栃木市嘉右衛門町	67 大山町所子
12 桐生市桐生新町	68 大田市大森銀山
13 中之条町六合赤岩	69 大田市温泉津
14 川越市川越	70 津和野町津和野
15 香取市佐原	71 倉敷市倉敷川畔
16 佐渡市宿根木	72 津山市城東
17 高岡市山町筋	73 高梁市吹屋
18 高岡市金屋町	74 呉市豊町御手洗
19 南砺市相倉	75 竹原市竹原地区
20 南砺市菅沼	76 萩市堀内地区
21 金沢市東山ひがし	77 萩市平安古地区
22 金沢市主計町	78 萩市浜崎
23 金沢市卯辰山麓	79 萩市佐々並市
24 金沢市寺町台	80 柳井市古市金屋
25 輪島市黒島地区	81 美馬市脇町南町
26 加賀市加賀橋立	82 三好市東祖谷山村落合
27 加賀市加賀東谷	83 丸亀市塩飽本島町笠島
28 白山市白峰	84 西予市宇和町卯之町
29 小浜市小浜西組	85 内子町八日市護国
30 若狭町熊川宿	86 室戸市吉良川町
31 早川町赤沢	87 安芸市土居廓中
32 塩尻市奈良井	88 八女市八女福島
33 塩尻市木曾平沢	89 八女市黒木
34 千曲市稲荷山	90 うきは市筑後吉井
35 東御市海野宿	91 うきは市新川田籠
36 南木曾町妻籠宿	92 朝倉市秋月
37 白馬村青鬼	93 鹿島市浜庄津町浜金屋町
38 高山市三町	94 鹿島市浜中町八本木宿
39 高山市下二之町大新町	95 嬉野市塩田津
40 美濃市美濃町	96 有田町有田内山
41 恵那市岩村町本通り	97 長崎市東山手
42 郡上市郡上八幡北町	98 長崎市南山手
43 白川村荻町	99 平戸市大島村神浦
44 焼津市花沢	100 雲仙市神代小路
45 豊田市足助	101 日田市豆田町
46 亀山市関宿	102 日南市飢肥
47 大津市坂本	103 日向市美々津
48 近江八幡市八幡	104 椎葉村十根川
49 東近江市五個荘金堂	105 出水市出水麓
50 京都市上賀茂	106 薩摩川内市入来麓
51 京都市産寧坂	107 南九州市知覧
52 京都市祇園新橋	108 渡名喜村渡名喜島
53 京都市嵯峨鳥居本	109 竹富町竹富島
54 南丹市美山町北	
55 伊根町伊根浦	
56 与謝野町加悦	



村田町村田重要伝統的建造物群保存地区(宮城県)
平成26年9月18日選定



焼津市花沢重要伝統的建造物群保存地区(静岡県)
平成26年9月18日選定

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は、市町村から申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

文化庁では、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために市町村が行う修理・修景・防災事業等に対し、経費の補助を行うとともに、市町村の取組に対して必要な指導・助言を行っています。

平成27年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、43道府県89市町村で109地区（合計面積約3,737ha）あり、約22,000件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

8

文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって設けられた制度で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。また、選定保存技術公開事業を行い、広く一般の方々に広報・普及を行っています。こうした活動を通して文化財の修理等を行う技術者及び技能者の確保を図っています。



①選定保存技術「檜皮採取」
檜皮葺建造物の保存に必要な檜皮を剥ぎ取る技



②選定保存技術「漆刷毛製作」
漆芸や漆工品修理に用いられる漆塗りの刷毛を製作する技

9

埋蔵文化財

我が国では現在約46万5千ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字の記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、遺跡の発掘調査を行う場合や、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合には、届出等が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者を経費負担の協力を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が発掘調査を行うこととしています。

また、発掘調査等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ提出しなければなりません。警察署長は、提出され

た物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認定されたもので所有者が判明しないものについては、原則として、出土した土地を管轄する都道府県に帰属します。



史跡福井洞窟
(長崎県佐世保市)

10 歴史文化基本構想の推進

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら、価値を形成してきました。それらはお互いに関連性を持って地域に根ざしています。また、文化財をみんなで残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

そのため、個々の文化財をきちんと保護するというに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと（文化財の総合的な把握）が必要となります。具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想（歴史文化基本構想）を作ることにより、文化財を中心に地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組を合わせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

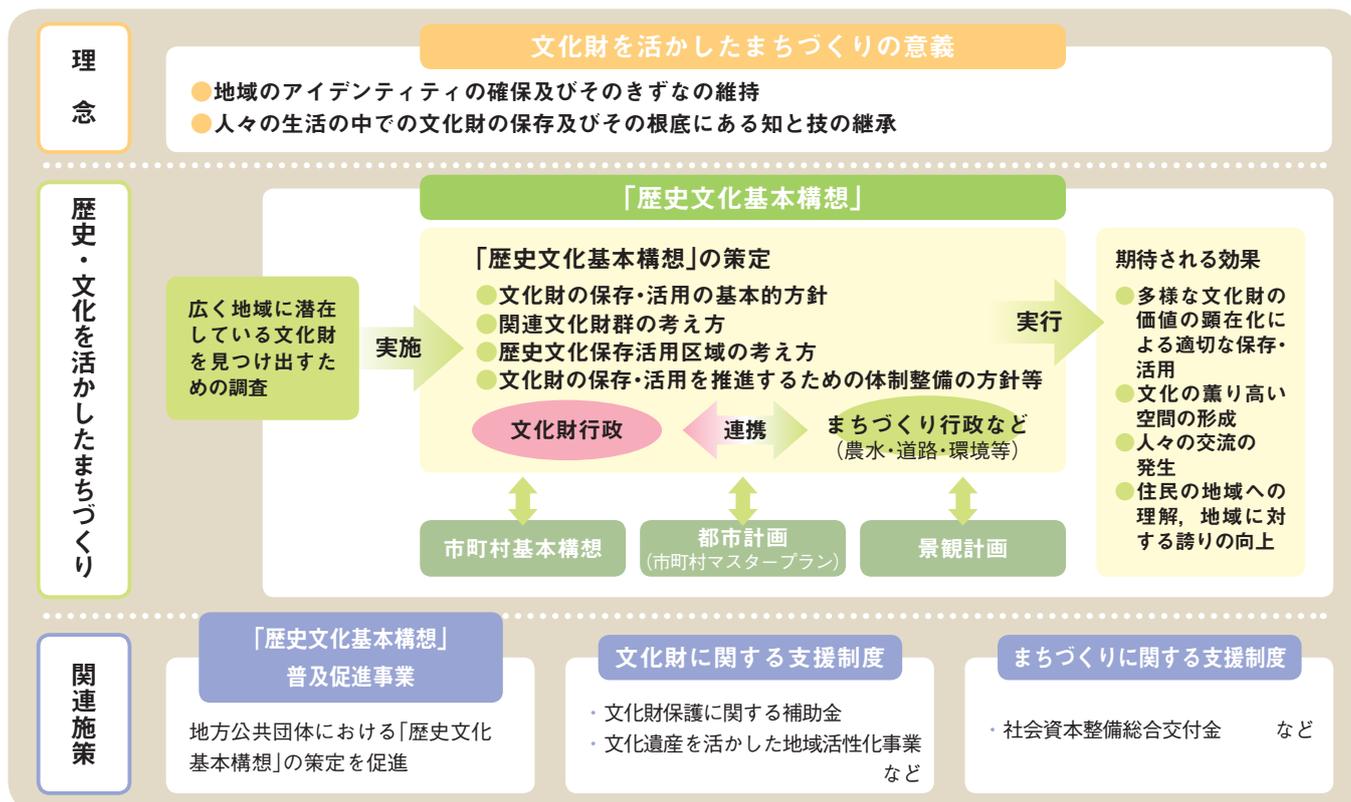
文化庁では、各市町村等において「歴史文化基本構想」の策定が推進されるよう、策定技術指針や策定ハンドブックを作成するとともに、市町村等の職員を対象

とした研修会等を実施してきました。また、平成27年度から、財政的な支援を行うため、策定のための補助金を創設しました。

なお、「歴史文化基本構想」を作る際には、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力することはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業等とも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

また、文化財の総合的な把握を推進する取組の一つとして、平成20年に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、歴史上価値の高い建造物と地域の歴史や伝統に根ざした人々の活動が一体となった良好な市街地の環境を維持、向上させるための市町村の計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国による重点的な支援を受けることができます。

◆市町村における歴史・文化を活かしたまちづくり



11

世界遺産



世界遺産 富士山—信仰の対象と芸術の源泉 提供：富士市



世界遺産 富岡製糸場と絹産業遺産群 提供：群馬県



世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
提供：「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会事務局

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成27年7月現在で日本を含めて191か国が条約を締結しています。

ユネスコの世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。

平成27年1月に、世界遺産一覧表への記載に関し、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」また、「国立西洋美術館」がフランスが推薦する「ル・コルビュジエの建築作品」の構成資産の一つとして推薦されました。

平成27年7月の世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が我が国19番目の世界遺産に登録されました。

それにより現在日本では、文化遺産15件、自然遺産4件の合計19件が世界遺産一覧表に記載されています。

◆我が国の世界遺産一覧表記載物件

平成27年7月現在

文化遺産	自然遺産
法隆寺地域の仏教建造物	屋久島
姫路城	白神山地
古都京都の文化財(京都市, 宇治市, 大津市)	知床
白川郷・五箇山の合掌造り集落	小笠原諸島
原爆ドーム	
厳島神社	
古都奈良の文化財	
日光の社寺	
琉球王国のグスク及び関連遺産群	
紀伊山地の霊場と参詣道	
石見銀山遺跡とその文化的景観	
平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	
富士山—信仰の対象と芸術の源泉	
富岡製糸場と絹産業遺産群	
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	

12 無形文化遺産の保護

平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が採択され、平成18年4月20日に発効しました。我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、本条約の早期発効を促すため、平成16年6月に3番目の締約国となりました。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定しています。

平成26年11月、パリのユネスコ本部で開催された第9回政府間委員会において、我が国提案の「和紙：日本の手漉和紙技術」が「代表一覧表」に記載されることとなりました。これにより「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産は22件となりました。

今後の「代表一覧表」への記載に向けて、平成27年3月には、平成21年に「代表一覧表」に記載された「京都祇園祭の山鉦行事」及び「日立風流物」をはじめとする国指定重要無形民俗文化財の山・鉦・屋台行事(33件)から構成される「山・鉦・屋台行事」をユネスコへ提案しました。

◆「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産(22件)

名 称	記載年
能楽	平成20年記載
人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
歌舞伎	平成20年記載
雅楽	平成21年記載
小千谷縮・越後上布	平成21年記載
日立風流物(茨城県)	平成21年記載
京都祇園祭の山鉦行事(京都府)	平成21年記載
甕島のトシドン(鹿児島県)	平成21年記載
奥能登のあえのこと(石川県)	平成21年記載
早池峰神楽(岩手県)	平成21年記載
秋保の田植踊(宮城県)	平成21年記載
チャッキラコ(神奈川県)	平成21年記載
大日堂舞楽(秋田県)	平成21年記載
題目立(奈良県)	平成21年記載
アイヌ古式舞踊(北海道)	平成21年記載
組踊	平成22年記載
結城紬	平成22年記載
壬生の花田植(広島県)	平成23年記載
佐陀神能(島根県)	平成23年記載
那智の田楽(和歌山県)	平成24年記載
和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載

和紙：日本の手漉和紙技術



石州半紙



本美濃紙



細川紙

文化遺産オンラインは、多くの美術館・博物館、関係団体や地方自治体等の協力を得て、指定文化財だけでなく、未指定も含めた文化遺産の検索・閲覧が出来るサイトです。多様な文化遺産に関する情報の集約化を進め、我が国の文化遺産の総覧を目指しています。

文化遺産オンラインには、文化遺産を時代や分野、文化財体系などから検索して写真や地図を閲覧することができるギャラリーと、全ての文化遺産の情報を検索できる文化遺産データベースがあります。

その他にも、美術館・博物館の情報や、お知らせ・イベント情報、さらには世界遺産と無形文化遺産、動画で見る無形の文化財なども掲載しています。

また、平成27年3月にはTwitterを開始し、文化遺産に関する情報や、文化遺産の紹介などを行っています。

<http://bunka.nii.ac.jp/>

ツイッター @bunkaisanonline



ギャラリー

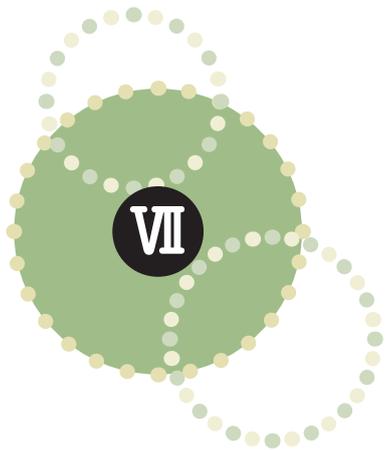
文化遺産の写真や地図上の所在場所などを閲覧できます。文化遺産を時代や分野などから検索できるほか、連想検索で特定の文化遺産と関連がある文化遺産を調べたり、地図を使った検索・表示を行うことができます。これらの機能を利用して、携帯端末で、自分の興味ある文化遺産に関連する文化遺産を保有している近くの美術館、博物館を探ることができます。



文化遺産データベース

登録されている全ての文化遺産の情報を検索することができます。ギャラリーで利用できる連想検索のほか、文化遺産の所蔵館による検索や、解説文まで含めた全文検索等ができます。





新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 著作権法の一部を改正する法律

著作権法は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展や国際協調に対応する観点から、権利の保護と公正な利用の調和を図りつつ、時宜に応じて改正されてきました。

平成26年には、電子書籍の普及など出版をめぐる状況の変化に対応するための改正を行いました。本改正により、紙媒体による出版のみを対象としていた出版権制度を見直し、いわゆる電子出版についても出版権の設定ができることとしました(①)。また、俳優や舞踊家等が行う視聴覚的実演に関する国際的な保護を強化するため、「視聴覚的実演に関する北京

条約」(以下「視聴覚的実演条約」という。)の実施に伴う規定の整備を行い、視聴覚的実演条約の締約国の国民が行う実演が新たに著作権法による保護の対象となりました(②)。

本改正のうち、①については、平成27年1月1日に施行されました。②については、視聴覚的実演条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとされています。

〈御参考〉詳細については文化庁ホームページを御覧ください。
・平成26年通常国会著作権法改正について：
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h26_hokaisei/

2. 著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会では、政府の「知的財産推進計画2014」(平成26年7月知的財産戦略本部決定)等に掲げられている事項を含めた諸課題に対応するため、平成26年度は、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会、法制・基本問題小委員会、国際小委員会の三つの小委員会を設け、検討を行いました。

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会では、クラウドサービス等と著作権に関する課題について検討し、平成27年2月に報告書を取りまとめました。この報告書では、

- ①いわゆる「ロッカー型クラウドサービス(※)」に関して、利用者が用意したコンテンツを自らがクラウド上に保存し、自らの所有する様々な端末で利用するタイプのサービスは、基本的には法律上の例外規定が適用される「私的使用目的」の範囲内であり、著作権者等の許諾は不要であること
- ②その他のタイプの同サービスについて、著作権者

等の許諾を得るための契約処理コストの低減等を図るため、権利者団体から提案された「音楽集中管理センター」(仮称)の設立に向けた取組を進めること

などを提言しました。このほか、著作物のクリエイターに対して適切な対価を還元するに当たっての諸課題について検討しました。

法制・基本問題小委員会では、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)」(以下「マラケシュ条約」という。)の締結に向けて障害者の情報アクセス機会の確保・向上を図る方策や、著作物等のアーカイブ化を促進する方策などを検討しました。また、国際小委員会では、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について検討を行いました。

52 (※)ロッカー型クラウドサービス:利用者が、クラウド上のサーバー(ロッカー)に保存されるコンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用することができるようにするサービスのこと。

3. 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

①「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度毎の事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています(登録事業者数：33事業者<平成27年4月1日現在>)。

②著作権者不明等の場合における裁定制度の運用

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成26年度は書籍における著作物や放送番組における実演など1,278件の著作物等の利用について裁定を

行いました。また、権利者不明著作物を含む過去のコンテンツ資産の利用を促進していくため、裁定制度の手続きの簡素化、迅速化という観点から、平成26年8月、裁定制度において権利者検索のために利用者に求めている「相当な努力」を定めた文化庁告示を改正し、運用の改善を図りました。

③その他

このほか、時代の変化に対応した著作物の流通の在り方に関する調査研究、著作物に係る新たなビジネス展開を考えるシンポジウムの開催、自由利用マークの普及等を行っています。

※自由利用マークについて、詳しくは文化庁ホームページを御参照ください。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

4. 国際的課題への対応

1. 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的とした施策を講じています。

具体的には、①二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、②侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、③侵害発生国、地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーの実施、④我が国の企業等の諸外国での権利行使の支援、⑤侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業等を行っています。このうち、④の我が国の企業等の諸外国での権利行使の支援については、平成27年度から新たにインターネット上の著作権侵害の状況や対処方法・事例等を調査した

上で、実践的なハンドブックを作成し、セミナーも実施する予定です。

2. 国際的ルールづくりへの参画

現在、WIPO（世界知的所有権機関）においては、著作権等関連の条約の策定に向けた議論などが行われており、平成24年6月には視聴覚的実演条約が、また、平成25年6月には、視覚障害者及びその他の読字障害者による著作物へのアクセスと利用の促進を目的とした、マラケシュ条約が採択されました。視聴覚的実演条約については、我が国では平成26年5月に国会においてその締結が承認され、6月に加入しました。また、放送機関の保護に関する新条約についても現在議論が行われており、我が国は積極的に議論に参画しています。

さらに、EPA（経済連携協定）交渉等においても、アジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。

5. 違法ダウンロードの刑事罰化

平成21年の著作権法改正により、違法ダウンロード(録音又は録画)は、個人的に利用する目的であっても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法ダウンロードによる被害は未だ深刻な状況にあることから、平成24年の著作権法改正により、個人的に利用する目的であっても、それが販売又は有料配信されている音楽や映像であることと、違法配信であることの両方を知りながら行った場合、刑事罰が科されることとなりました(ただし、この罪は親告罪と

されており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととされています)。

なお、国及び地方公共団体は、学校その他の様々な場を通じて当該行為の防止に関する教育の充実を図らなければならないものとされています。

また、文化庁では、違法ダウンロードの刑事罰化に関して、よく頂く御質問をまとめてQ&Aとして公開しているほか、法改正の内容を多くの方々を知っていただけるよう、周知に努めています。

〈御参考〉詳細については文化庁ホームページを御覧ください。

- ・違法ダウンロードの刑事罰化について：
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>
- ・違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A(大人用・子供用の2種類)：
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/index.html

6. 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身につけることは今日ますます重要となっており、現行の中・高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱っています。文化庁では、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年十数箇所で開催しています。教材は、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「なるほど質問箱」などを、文化庁ウェブ

サイト(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu>)を通じて広く提供しています。



平成26年度図書館等職員著作権実務講習会(京都会場)の様子

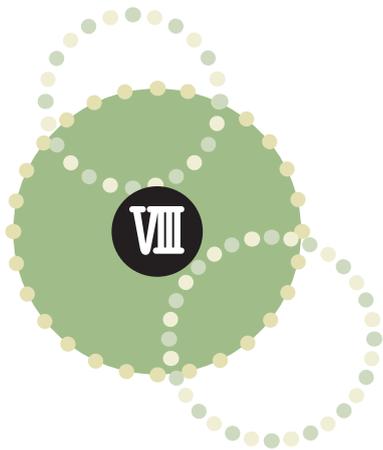
7. 著作権に関する登録制度

文化庁では、著作権等に係る著作権法上の登録制度を運用しています。著作権は登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの工業所有権と異なり、著作物を創作した時点で自動的に発生するので、著作権の取得のための手続は必要あり

ません。この登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作物を公表したり、著作権を譲渡したりといった事実があった場合に、その事実の登録をすることによって、公表日の推定や第三者対抗要件の具備など法律上の一定の効果をもたらすものです。

〈御参考〉詳細については文化庁ホームページを御覧ください。

- ・著作権に関する登録制度：
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/



国語・日本語教育に関する 施策の推進

1 国語施策の推進

国語の表記等については、かつての国語審議会、そして、平成13年度以降は、国語審議会を改組して設置された文化審議会国語分科会での検討を踏まえて、その改善を図ってきました。具体的には、一般

の社会生活における国語表記の目安又はよりどころとして、「常用漢字表」、「現代仮名遣い」、「送り仮名の付け方」などを定めています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会				文化審議会国語分科会					
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申(文化審議会)	現行の内閣告示・訓令	
1 国語ノ統制ニ関スル件	当用漢字表(昭21.11)	当用漢字表(昭21.11)	国語施策の改善の具体策について(昭41.6)	常用漢字表(昭56.3)	常用漢字表(昭56.10)	情報化社会に対応する漢字政策の在り方について(平17.3)	改定常用漢字表(平22.6)	常用漢字表(平22.11)	
2 漢字ノ調査ニ関スル件	当用漢字音訓表(昭22.9)	当用漢字音訓表(昭23.2)							
3 仮名遣ノ改定ニ関スル件	当用漢字字体表(昭23.6)	当用漢字字体表(昭24.4)							
4 文体ノ改善ニ関スル件(昭10.3)	現代かなづかい(昭21.9)	現代かなづかい(昭21.11)		改定現代仮名遣い(昭61.3)					現代仮名遣い(昭61.7 平22.11一部改正)
	建議			外来語の表記(平3.2)				外来語の表記(平3.6)	
	「送りがなのつけ方」について(昭33.11)	送りがなのつけ方(昭34.7)		改定送り仮名の付け方(昭47.6)				送り仮名の付け方(昭48.6 昭56.10一部改正 平22.11一部改正)	
	ローマ字のつづり方の単一化について(昭28.3)							ローマ字のつづり方(昭29.12)	

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12.12)

文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)	これからの時代に求められる国語力について(平16.2)
敬語に関する具体的な指針の作成について(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

最近では、平成22年6月に「改定常用漢字表」が文化審議会から答申され、関係府省との調整を経て、平成22年11月30日に内閣告示「常用漢字表」が新たに定められました。その後、「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」(平成25年2月)に基づき、平成26年2月に「異字同訓」の漢字の使い分け例(報告)を取りまとめ、現在は平成26年度に引き

続き、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」を検討しています。

また、国語の表記等に関することのほか、平成7年度から「国語に関する世論調査」を毎年度実施し、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心の喚起を図っています。さらには、「国語問題研究協議会」の開催や文化庁ウェブサイト上

で公開されている「国語施策情報」, 「敬語おもしろ相談室」, 「国語に関する世論調査」に基づく動画「ことば食堂へようこそ!」などを通して, 国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じ, 情報発信を引き続き行っています。

加えて, 平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した, アイヌ語, 八丈方言, 奄美方言, 国頭方言, 沖縄方言, 宮古方言, 八重山方言, 与那

国方言という国内の八つの言語・方言の実態や保存・継承のための取組に関する調査研究を継続的に実施し, その成果を報告するとともに, 東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の実態調査や活性化の支援, アイヌ語のアーカイブ化に向けた調査研究と成果報告会を行いました。これまでの報告書は文化庁ウェブサイトで公開しています。



「国語に関する世論調査」を基にした動画「ことば食堂へようこそ!」の冒頭場面



アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究報告会 (平成27年1月・北海道)

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

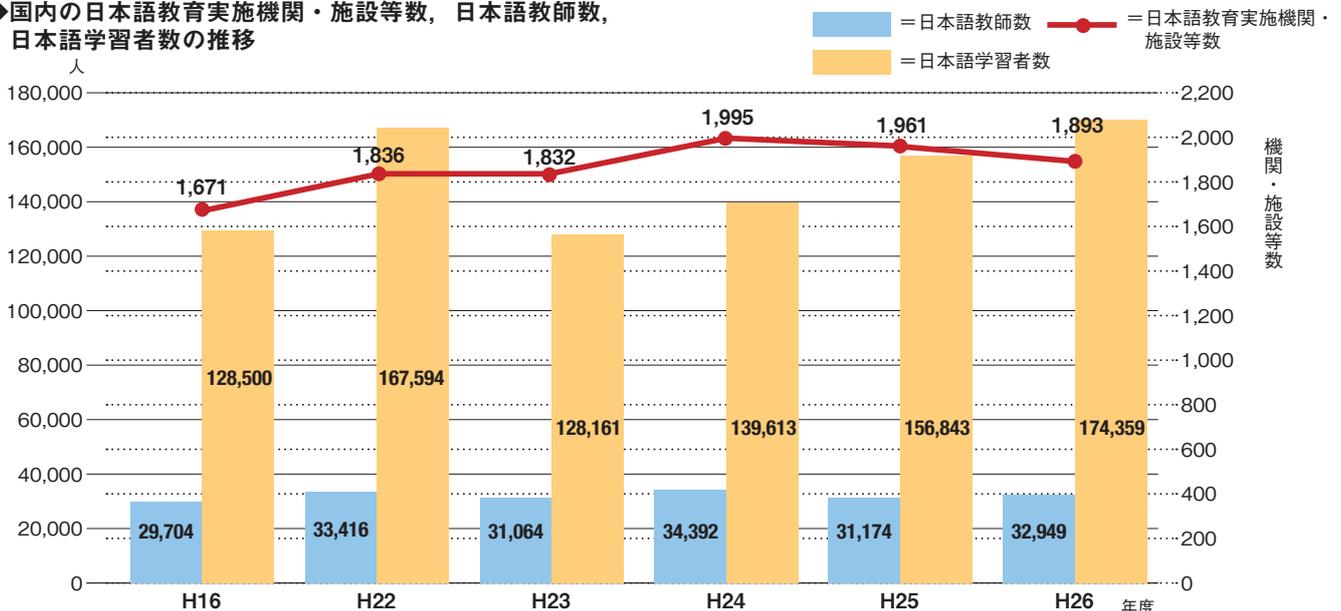
(1) 外国人に対する日本語教育施策

在留外国人や国内の日本語学習者数は, 東日本大震災の影響もあり, 平成21年度をピークに数年減少しましたが, 在留外国人数は約212万人(26年末時点, 法務省調べ), 国内の日本語学習者数は約17万人(26年11月時点, 文化庁調べ)となっており, 日本で暮ら

す多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます。

このような状況の下, 文化庁では, コミュニケーションの手段, 文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。

◆国内の日本語教育実施機関・施設等数, 日本語教師数, 日本語学習者数の推移



◆日本語教育に関する主な事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援しています。

- 地域日本語教育実践プログラム（A）（B）
- 地域日本語教育コーディネーター研修

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、定住支援施設退所後も難民及び支援団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

日本語教育に関する調査及び調査研究

日本語教育実施機関・施設・教員などに関する実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策について検討する際の基礎資料とするための各種調査を実施しています。

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育に対する理解の推進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会や研修等を実施し、施策の説明や地域における日本語教育の取組について情報提供を行っています。

- 日本語教育大会
- 日本語教育研究協議会
- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報交換を行っています。また、日本語教育に関する各種コンテンツを集めた「NEWS」を作成し、公開しています。

コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実

平成19年7月に、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会が設置され、これまで日本語教育の内容及び方法に関し、計画的に検討を行い、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリ

キュラム案」等を取りまとめてきました。

今後、これらが地域の日本語教育を推進していく上での一つのよりどころとして一層活用されるよう、周知をしていきます。

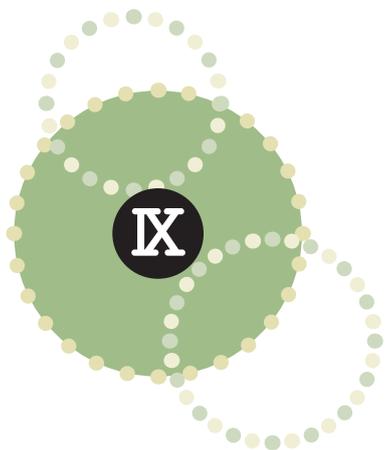


(3) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、25年2月に「日本語教育の推進に向けた考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11に整理しました。さらに日本語教育小委員会では26年1月に11項目の論

点ごとに意見やデータを整理し、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめました。

現在、論点7「日本語教育のボランティアについて」、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」の審議を行っているところです。



国際文化交流を通じた 日本文化の発信と 国際協力への取組

1 文化庁の国際文化交流・協力の概要

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸

術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協力にかかる多様な施策を展開しています。

1. 文化に関連する国際的な会議等の参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣会合」、ASEAN各国の文化担当大臣と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN+3文化大臣会合」、ASEM（「アジア欧州会合」、アジアと欧州の合計49か国と2機関により構成）の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」などの文化担当大臣の国際的な会議等に参

加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。特に、横浜市で開催された第6回「日中韓文化大臣会合」では、日中韓3か国の文化交流・協力の行動目標を具体的に規定した「横浜共同声明」を採択しました。

◆文化に関連する国際的な会議等

会議名称	開催年	開催国	会議名称	開催年	開催国	会議名称	開催年	開催国
日中韓文化大臣会合			ASEAN+3文化大臣会合			ASEM文化大臣会合		
第1回	2007年	中国	第1回	2003年	マレーシア	第1回	2003年	中国
第2回	2008年	韓国	第2回	2005年	タイ	第2回	2005年	フランス
第3回	2011年	日本	第3回	2008年	ミャンマー	第3回	2008年	マレーシア
第4回	2012年	中国	第4回	2010年	フィリピン	第4回	2010年	ポーランド
第5回	2013年	韓国	第5回	2012年	シンガポール	第5回	2012年	インドネシア
第6回	2014年	日本	第6回	2014年	ベトナム	第6回	2014年	オランダ
第7回(予定)	2015年	中国						

2. 文化芸術活動を行う者の国際的な交流

文化庁では、日本文化の外国への発信を行うため、第一線で活躍する文化人・芸術家を海外に派遣する「文化庁文化交流使」事業を実施しています。また、外国のハイレベルの芸術家等を招へいし、我が国関係者との意見交換等を行っています。さらに、外国の若手芸術家等を日本に招へいし、創作活動を行わせるアーティスト・イン・レジデンス活動等に対して支援

を行っています。

また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

◆人物交流の事業

第一線で活躍する文化人・芸術家の派遣

- ・文化庁文化交流使事業

若手芸術家の招へい

- ・文化芸術の海外発信拠点形成事業

人材育成のための芸術家海外研修

- ・新進芸術家の海外研修

ハイレベル文化人専門家の招へい

- ・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

文化財専門家の派遣・招へい

- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・独立行政法人国立文化財機構における国際協力事業(※)

※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

3. 文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア各国との交流を推進するため、それらの国々との関係で開催される催しや、それらの国々において行われる我が国の文化芸術団体による公演を支援しています。また、東アジア各国との相互理解を促進するための各種事業を実施するほか、日本で行われる国際的な芸術フェスティバルや映画祭の開催に対して支援を行っています。加えて、我が国の優れた現代美術・作家の海外発信を促進するため、海外の国際的なアート

フェスティバル等への出展を支援しています。

◆文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援事業

名称	概要
国際文化交流・協力推進事業	首脳間や政府間で設定される周年事業等において行われる文化・芸術関連行事において、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。
国際芸術フェスティバル支援事業	詳細についてはP.63を参照
優れた現代美術の海外発信促進事業	我が国の優れた現代美術作品・作家の海外の国際フェスティバル等への出展を支援。

4. 芸術文化における国際交流・協力の推進

優れた芸術の国際交流推進のため、我が国の芸術団体が行う海外公演や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援しています。

また、文化庁芸術祭主催公演のうちのオーケストラ公演として、平成14年度からアジア諸国のプロオーケストラを複数招へいし、個性豊かな演奏の競演を実施しています。

その他、メディア芸術分野においては、優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外にてイベント等を実施するほか、海外で開催されるメディア芸術関連のフェスティバルにおいて優れたメディア芸術作品の展示・上映等を行う事業や映画祭等への出品等に係る経費の支援を行っています。

さらに、現代日本文学を英語等に翻訳して諸外国で出版する事業を実施しています。



平成26年度国際芸術交流支援事業
チェルフィッチュ「スーパープレミアムソフトWパニラリッチ」
©Christian Kleiner

◆芸術文化における国際交流・協力の推進に係る取組

芸術団体等の海外公演等

- ・芸術による国際交流活動への支援

メディア芸術に関する国際交流

- ・海外メディア芸術祭等参加事業
- ・アジアにおける日本映画特集上映事業
- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流(※)

※独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

現代日本文学の海外発信

- ・現代日本文学翻訳・普及事業

メディア芸術に関する国際交流の詳細については、P.64参照。

5. 文化財分野における国際交流・協力の推進

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。また、文化財を通じた国際交流は、国家間の文化交流や相互理解の増進に寄与するものです。

このような考えの下、文化庁では、以下のような事業を実施しています。

〈詳細についてはP.66～68を参照〉

◆文化遺産保護等国際協力事業

取組内容	概要
国際社会からの要請等に基づく国際協力 ・文化遺産保護国際貢献事業	海外における有形・無形の文化遺産保護協力として、各国からの要請等に応じ、現地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、効率的・効果的な文化遺産国際協力を実施するための文化遺産国際協力コンソーシアムの運営支援を行う。
海外文化財保存修復専門家の研修等 ・アジア太平洋地域世界遺産等 ・文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県、奈良市、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。
国際機関との連携推進 ・国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（ICCRUM：イクロム）と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。
文化財を通じた国際交流推進 ・日本古美術海外展	日本の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与するため、海外において展覧会を開催する。
文化財不法輸出入の防止	詳細についてはP.68を参照
世界遺産の保護 ・世界遺産普及活用・推薦事業	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。
独立行政法人国立文化財機構における文化遺産保護国際協力事業(※) ※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施	独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。
アジア・太平洋文化財建造物保存修復等協力事業	相手国の要請に基づき、我が国の文化財保存技術の専門家として文化財調査官等を派遣し、歴史的建造物の共同調査や保存・修復について技術協力等を行う。また、相手国から文化財行政関係者や技術者を招へいし、研修を行う。

6. 外国人に対する日本語教育施策の推進

〈詳細についてはP.56を参照〉

7. 著作権分野での協力

国際機関と協力して、アジア地域著作権制度普及促進事業など、途上国の著作権制度整備支援を目的とした各種セミナー、シンポジウム、研修や専門家派遣等を実施しています。

◆著作権分野での協力事業

海外における著作権制度整備支援

- ・アジア地域著作権制度普及促進事業



世界知的所有権機関(WIPO)東京特別研修

2

国際文化交流の総合的な推進

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求め

られています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

1. 日本文化の発信

文化庁では、「文化庁文化交流使」事業により、日本文化の海外での発信を推進しています。同事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動の展開を目的としています。文化交流使の具体的な活動としては、日本在住の芸術家や文化人が一定期間海外に滞在し、日本の文化に関する講演、講義、ワークショップや実演、現地の芸術家・文化人との共同制作等が挙げられます。平成26年度は8名、平成27年度は7名を指名しました。

平成27年3月6日には、政策研究大学院大学(東京)にて、文化庁文化交流使フォーラム(第12回文化庁文化交流使活動報告会)を開催し、平成25～26年度に海外で活動をした文化交流使による活動報告や実演を行いました。



中澤弥子(食文化研究者、長野県短期大学教授)による調理実演(ワルシャワ)

◆平成26年度 文化庁文化交流使一覧

氏名	プロフィール	派遣国
岡田利規	演劇作家・小説家	中国, 韓国, タイ
中澤弥子	食文化研究者, 長野県短期大学教授	フランス, ドイツ, ポーランド, ハンガリー, イタリア, スロバキア, イギリス
林英哲	太鼓奏者	アメリカ, トリニダード・トバゴ, キューバ
林田宏之	CGアーティスト	クウェート, ヨルダン, レバノン, サウジアラビア, バーレーン, ベトナム, タイ
平野啓子	語り部・かたりすと	ドイツ, トルコ
山井綱雄	金春流能楽師	フランス, アメリカ, カナダ
櫻井亜木子	琵琶演奏家	エルサルバドル, ブラジル, アメリカ, イギリス, イタリア, スイス, アルバニア
若宮隆志	「彦十時絵」代表	イギリス, フランス, 中国

◆平成27年度 文化庁文化交流使一覧

氏名	プロフィール	派遣国(予定)
青木涼子	能×現代音楽アーティスト	アイルランド, フランス, ハンガリー, ドイツ 等
小野寺修二	コンテンポラリーダンス, マイム, 「カンパニーデラシネラ」主宰	ベトナム 等
畠山直哉	写真家	メキシコ 等
藤田六郎兵衛	能楽笛方 藤田流十一世宗家	アメリカ, イギリス
矢内原美邦	振付家, 劇作家, 近畿大学文芸学部芸術学科舞台芸術専攻准教授	マレーシア, タイ, ベトナム, インドネシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール
柳原尚之	近茶流嗣家, 「柳原料理教室」副主宰, 料理研究家	ニュージーランド, ブラジル, アメリカ, カナダ 等
吉田健一	「吉田兄弟」, 津軽三味線奏者	スペイン, イギリス 等

五十音順

2. 国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との交流

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との文化交流を推進することにより、これ

らの国々との交流深化に努めています。

1. 国際交流年

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2015年以降の「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの国々との間で伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

◆主な国際交流年一覧

2015年

日韓国交正常化50周年

日ブラジル外交関係樹立120周年

日・中米交流年

日・サウジアラビア外交関係樹立60周年

2016年

日伊外交関係樹立150周年

日・シンガポール外交関係樹立50周年

日・ベルギー修好150周年

日・ネパール国交樹立60周年

日・フィリピン国交正常化60周年

日本の国連加盟60周年

※最新の情報については外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/kuni/jigyo/topics_2.html) を参照

2. 東アジア諸国との文化交流

中国、韓国、ASEAN各国をはじめとする東アジア諸国との関係強化が国全体の課題となっている中、これらの国々との間での相互理解に貢献する文化交流の強化が重要となっています。

そのため、日中韓文化大臣会合やASEAN+3文化大臣会合の成果等を踏まえ、次のような事業を行っています。

◆東アジア諸国との間で実施する文化交流事業の例

事業名	内容
東アジア文化都市	東アジアにおける文化交流の促進、連帯感・共同意識の涵養等を目的として、日中韓3か国で選定した都市において、年間を通じて様々な文化芸術活動を実施。 ・2014年東アジア文化都市 〈日本〉横浜市、〈中国〉泉州市、〈韓国〉光州広域市 ・2015年東アジア文化都市 〈日本〉新潟市、〈中国〉青島市、〈韓国〉清州市
日中韓芸術祭	日中韓3か国の特色と伝統を融合させたダンス公演を開催。(平成26年9月4日 横浜市)
日中韓文化芸術教育フォーラム	文化芸術教育に関するシンポジウムと日中韓3か国の高校生を対象とした演劇ワークショップを開催。(平成26年11月15日～17日 横浜市)
日中韓青少年文化交流プロジェクト(学生アニメーション共同制作)	アニメーション分野において各国を代表する芸術系大学から学生が参加。3か国混成によるチーム編成により、合宿形式(1週間程度)で短編作品を共同制作。成果報告会(講評会)、学生作品上映会、シンポジウム等も開催。(平成27年中)
日中韓クリエイティブ・シティ・ネットワーク・フォーラム(仮称)	3か国の創造都市関係者(都市、行政官、研究者等)が参加。文化による社会課題の解決に向けた取組事例の発表、パネルディスカッションを実施。(平成27年10月 新潟市(予定))
ASEAN諸国へのポップカルチャー分野の専門家派遣等事業	日本が強みを持つポップカルチャー分野の専門家をASEAN諸国の教育機関に派遣し、将来の文化交流の担い手となる若者に対して、集中講義等を実施。(平成26年度 シンガポール、マレーシア)

3. 文化芸術発信のための国際的な拠点の形成

1. 国際芸術フェスティバル支援事業

国際芸術フェスティバルは、世界の優れた芸術が一か所に集まるとともに、当該国の芸術を世界に向けて発信する機会となっています。我が国において

も、現代美術及び映画における中核的かつ国際的な芸術フェスティバルを支援することにより、文化芸術の世界的拠点としての育成を図ります。

2. 文化芸術の海外発信拠点形成事業(アーティスト・イン・レジデンス事業)

近年、国際文化交流や日本文化の発信は、地方公共団体やNGO・NPOなど、多様な主体によって担われるようになってきています。

こうした状況において、異文化交流の担い手となる外国人芸術家の受入れや国際的な文化芸術創造など、各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)を支援することにより、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進します。

平成26年度においては、22団体に対して支援を行いました。



一般社団法人産業人文学研究所
CfSHE/国際木版画ラボ アーティスト・イン・レジデンス事業
水性木版画制作プログラム

3 芸術文化における国際交流・協力の推進

1. 海外メディア芸術祭等参加事業

日本のメディア芸術作品は、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を深めていただく重要なきっかけにもなっています。文化庁では、日本のメディア芸術を知っていただき、国際的な評価をより一層高めるため、海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、優れた作品の展示や上映などを行っています。



ルッカ・コミックス&ゲームズ
2014(イタリア)での作品展示



FILE2014(ブラジル)での作家
によるワークショップ
Photo: Camila Pico

2. アジアにおける日本映画特集上映事業

文化庁では、日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、アジア諸国での上映機会を増加し、日本文化への理解や親しみの深化と我が国の映画芸術の発展を図っています。平成26年度は、ベトナム(14プログラム、35作品)での上映

を行いました。会期中は、映画上映のほか、交流プログラムとして驚き盤(※)制作ワークショップを開催し、多くの観客が来場しました。また平成27年度は、インドネシアでの上映を予定しています。



ベトナム上映ポスター



驚き盤制作ワークショップの様子

3. 海外映画祭への出品等支援

文化庁では、日本映画の発展と我が国文化の発信を図ることを目的として、海外映画祭出品等支援事業を実施しています。この事業により、数多くの我

が国の優れた日本映画が海外映画祭へ出品されるとともに、映画製作者等の参加の機会が拡大しています。

◆文化庁が出品を支援した主な受賞作品(過去5年)

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
22年度			
モントリオール	悪人	李 相日	最優秀女優賞
バンクーバー	世界グッドモーニング!!	廣原 暁	最優秀作品賞
サンセバスチャン	玄牝	河瀬直美	国際批評家連盟賞
ベルリン	ヘヴンズストーリー	瀬々敬久	NETPAC賞 他
23年度			
ヴェネチア	ヒミズ	園 子温	最優秀新人俳優賞
ヴェネチア	KOTOKO	塚本晋也	Orizzonti 部門 グランプリ
ロカルノ	東京公園	青山真治	金豹賞審査員特別賞
モントリオール	アントキノイノチ	瀬々敬久	イノベーション賞
モントリオール	わが母の記	原田真人	審査員特別グランプリ
サンセバスチャン	奇跡	是枝裕和	最優秀脚本賞
ベルリン	かぞくのくに	ヤン・ヨンヒ	国際アートシアター連盟賞
24年度			
ザグレブ	ペルーガ	橋本 新	審査員特別賞
ザグレブ	くちやお	奥田昌輝	学生部門特別賞
アヌシー	Modern No. 2	水江未来	最優秀オリジナル音楽賞
モントリオール	カラカラ(カナダ/日本)	クロード・ガニオン	世界に開かれた視点賞 / 観客賞
モントリオール	あなたへ	降旗康男	エキュメニカル審査員賞特別賞
トロント	希望の国	園 子温	Netpac 賞 (最優秀アジア映画賞)
釜山	転校生	金井純一	ソングェ賞 (短編映画賞)
25年度			
カンヌ	そして父になる	是枝裕和	コンペティション部門 審査員賞
モスクワ	さよなら溪谷	大森立嗣	コンペティション部門 審査員特別賞
トロント	地獄でなぜ悪い	園 子温	Midnight Madness 部門 観客賞
モントリオール	利休にたずねよ	田中光敏	コンペ部門 最優秀芸術貢献賞
ベルリン	小さいうち	山田洋次	コンペ部門 最優秀女優賞(銀熊賞)
26年度			
アヌシー	ジョバンニの島	西久保瑞穂	長編コンペ部門 審査員特別賞
モスクワ	私の男	熊切和嘉	コンペ部門 最優秀作品賞 / 最優秀男優賞
モントリオール	そのみにて光輝く	呉 美保	コンペ部門 最優秀監督賞
モントリオール	ふしぎな岬の物語	成島 出	コンペ部門 審査員特別賞 / エキュメニカル審査員賞

4. 現代日本文学翻訳・普及事業

現代日本文学翻訳・普及事業は、平成14年度から我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国文学水準の一層の向上を図ることを目的とした事業です。

翻訳言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語の4言語を中心にしています。

・現代日本文学の翻訳普及事業サイト：

<http://www.jlpp.go.jp/>

◆主な翻訳・出版作品一覧

作 品	著 者
芥川龍之介 短編集	芥川 龍之介
わが人生の時の時(短編集)	石原 慎太郎
半七捕物帳	岡本 綺堂
自由学校	獅子 文六
天上の青	曾野 綾子
たけくらべ・にごりえ・十三夜	樋口 一葉
錦繡	宮本 輝
ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ジェシーの背骨	山田 詠美
武蔵野夫人	大岡 昇平
赤穂浪士(上)(下)	大佛 次郎
抱擁家族	小島 信夫
百円シンガー極楽天使	末永 直海
腕くらべ	永井 荷風
浮雲	林 芙美子
異人たちとの夏	山田 太一
夕暮まで	吉行 淳之介

4 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、

文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定める「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。平成19年12月には、同法に基づき、

国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針が策定され、平成26年2月には、諸情勢の変化を踏まえ、新たに無形文化遺産保護の国際協力の推進等を定める改訂が行われました。

2. 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成18年6月、文化庁、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間助成団体等によって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。

このコンソーシアムによって、各構成機関や専門

家が、それぞれの得意分野において力を発揮すること、また、連携の下に効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進することを目指しています。

3. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行う緊急的文化遺産国際貢献事業を実施しています。

◆平成26年度に実施した文化遺産保護国際貢献事業

- 平成23年度～ アルメニア及びコーカサス諸国等における文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成23年度～ キルギス共和国及び中央アジア諸国における文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成24年度～ ブータン王国の伝統的建造物保存に関する拠点交流事業
- 平成24年度～ インドネシアの歴史的地区の地域振興のための拠点交流事業
- 平成25年度～ ミャンマーの文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成25年度～ ベトナム・出土木製品保存に関する拠点交流事業
- 平成26年度 大洋州島しょ国の文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成26年度 東南アジア5カ国における文化遺産保存のための拠点交流事業
- 平成26年度 シリア・アラブ共和国における文化遺産被災状況調査(専門家交流)

このほか、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流及び協力を行う拠点交流事業を実施しており、カンボジアのアンコール期及びポストアンコール期の文化遺産の保存修復をはじめ、インドネシア、中央アジア諸国等における協力を実施し、現地で文化財保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。



ミャンマーの文化遺産保護に関する拠点交流事業
(提供：(独)国立文化財機構東京文化財研究所)

4. アジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI)

平成23年10月、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を推進するため、(独)国立文化財機構の一機関として、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」(ユネスコカテゴリー2センター)が設置さ

れました。同分野の調査研究に従事する研究者、研究機関を支援し、無形文化遺産保護の国際的充実を目指しています。

5. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、ミャンマー、アフガニスタン、南太平洋諸国等を対象にした調査研究等の協力事業や、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研究やセミナーを実施しています。

このほか、諸外国で所蔵されている日本の文化財

の保存活用に協力し、さらには文化財を守ってきた日本の伝統を伝えることで、日本及び日本文化の理解を促し文化交流に貢献しています。



Bangladeshにおけるワークショップ
(提供：(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所)

(独)国立文化財機構東京文化財研究所

<http://www.tobunken.go.jp/>

(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

<http://www.nara.accu.or.jp/>

6. 二国間文化遺産国際交流

我が国は、文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと交流を進めています。平成19年3月には、ルテッリ伊文化財・文化活動大臣(当時)と伊吹文部科学大臣(当時)が日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。それに基づき、平成20年3月には、「第1回日本・イタリア文化財保護協力事務レベル会合」を開催し、平成20年度から、

壁画の保存修復と活用の調和に関する協力と、文化的景観及び歴史的街区の保護に関する協力等を実施することを日伊間で合意しました。

平成26年度には、新たに被災文化財の保存修復に関する協力を盛り込んだ上で、文書の更新を行いました。

7. 海外展

日本古美術海外展

文化財を通じた国際交流は、互いの文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術海外展を継続的に実施しています。



平成26年度
日本古美術海外展「能狂言」展
(於ニューサウスウェールズ州立美術館(シドニー))

8. 文化財の不法な輸出入等の規制について

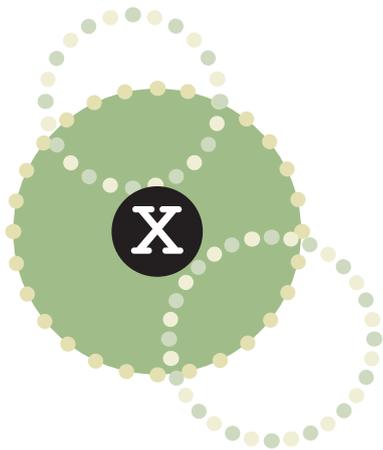
我が国は、平成14年に不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結しました。あわせて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この

法律により、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として指定し、輸入を規制すること、特定外国文化財の盗難の被害者については、民法で認められている対価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長すること、などが定められています。

9. 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、あわせて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律により、武力紛争時に他国に占領された地

域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすること、などが定められています。



アイヌ文化の振興

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

この法律に基づき、「公益財団法人アイヌ文化振興・

研究推進機構」が行う、アイヌに関する研究、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業などについて補助を実施し、アイヌ文化の振興等を図っています。

また、アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）の下で推進している施策の中核となる「民族共生の象徴となる空間」の整備に関し、国立のアイヌ文化博物館（仮称）の整備に向けて、博物館基本計画を策定しました。

◆ 事業体系図(平成27年度事業)

(文化庁・国土交通省補助)

I アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
アイヌ関連総合研究等助成事業

(文化庁補助)

II アイヌ語の振興

- 1 アイヌ語教育事業**
 - 指導者育成
 - 上級講座
 - 親と子のアイヌ語学習事業
 - アイヌ語入門講座
- 2 アイヌ語普及事業**
 - ラジオ講座
 - 弁論大会



アイヌ古式舞踊の披露(アイヌ文化フェスティバル)

文化庁
国土交通省

支援

公益財団法人
アイヌ文化振興・
研究推進機構

(文化庁補助)

III アイヌ文化の振興

- 1 アイヌ文化伝承再生事業**
 - マニュアル作成
 - 実践上級講座
 - 伝統工芸複製助成
 - 口承文芸視聴覚資料作成
 - 風俗慣習に関する伝承事業
- 2 アイヌ文化交流事業**
 - アイヌ文化交流事業
 - 青少年国際文化交流研修
- 3 アイヌ文化普及事業**
 - 伝統工芸展示・公開助成
 - アドバイザー派遣
 - 工芸品展
 - 文化フェスティバル
 - 博物館等アイヌ資料展示・公開助成
- 4 アイヌ文化活動表彰事業**
 - 工芸作品コンテスト
 - アイヌ文化賞

(国土交通省補助)

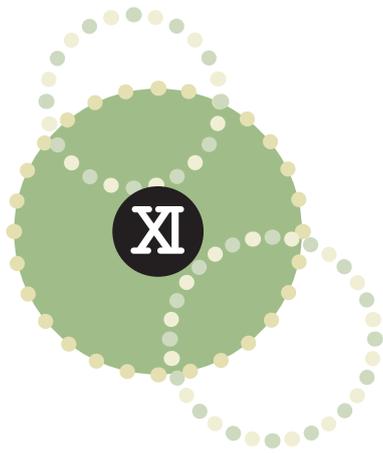
IV アイヌの伝統等に関する普及啓発

- 1 普及啓発促進事業**
 - 広報情報発信
 - 小中学生向け副読本の作成・配布
 - 親と子のための普及啓発
 - セミナー
 - 講演会
 - イランカラプテキャンペーン事業
- 2 アイヌ文化交流センター事業**

(文化庁・国土交通省補助)

V イオル再生等事業

- 1 空間活用等事業**
- 2 自然素材育成事業**
- 3 伝承者育成・体験交流事業**



宗教法人制度と宗務行政

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万2千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保

することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子として全体系が組み立てられています。

◆宗教法人数

所轄	系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	神道系		124	95	219
	仏教系		157	298	455
	キリスト教系		64	251	315
	諸教		29	79	108
	計		374	723	1,097
都道府県知事	神道系		6	84,918	84,924
	仏教系		11	77,052	77,063
	キリスト教系		7	4,335	4,342
	諸教		1	14,534	14,535
	計		25	180,839	180,864
合計			399	181,562	181,961

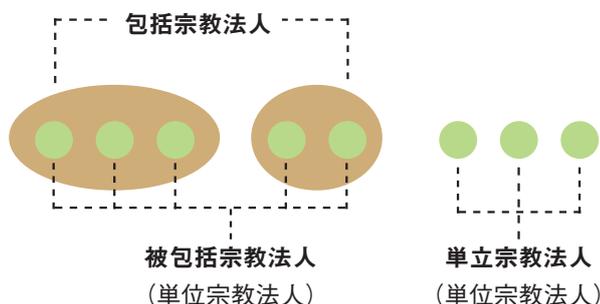
(平成25年12月31日現在)

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人及び当該法人を包括する宗教法人

2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内にのみ境内建物を有する宗教法人

(出典)文化庁編『宗教年鑑』(平成26年版)

◆宗教法人の種類



●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

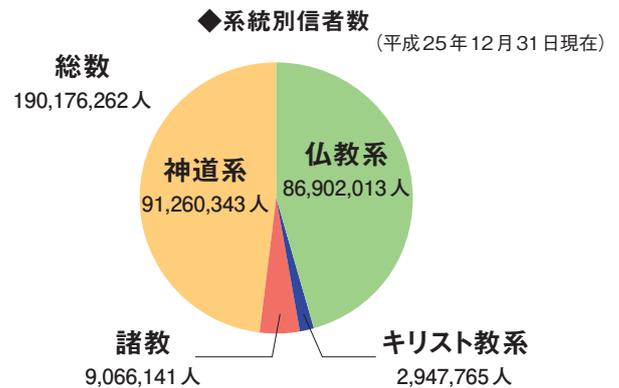
礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

・被包括宗教法人：

他の宗教法人に包括される法人

・単立宗教法人：

他の宗教法人に包括されない法人



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる
(出典)文化庁編『宗教年鑑』(平成26年版)

1. 宗教法人の管理運営の推進等

宗教法人の設立，規則の変更，合併，任意解散の認証など，宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

また，文化庁では，都道府県の宗務行政に対する指導・助言，都道府県事務担当者の研修会，宗教法人のための実務研修会などの実施，手引書等の作成などを行っています。

その他，我が国における宗教の動向を把握するため，毎年度，宗教界の協力を得て宗教法人に関する宗教統計調査を実施し，『宗教年鑑』として発行するほか，宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教年鑑など

2. 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には，設立後，何らかの事情により活動を停止してしまった，いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は，その法人格が売買の対象となり，第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり，ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

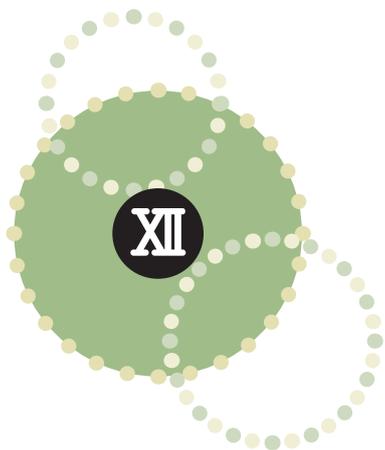
このため，文化庁と都道府県においては，不活動状態に陥った法人について，活動再開ができない場合には，吸収合併や任意解散の認証により，また，これらの方法で対応できない場合には，裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより，不活動宗教法人の整理を進めています。



不活動宗教法人対策会議(京都)

3. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し，宗教上の特性などに配慮するため，文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。



美術館・歴史博物館の 振興

1 美術館・歴史博物館への支援

1. 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

1. 事業の概要

本事業は、美術館・歴史博物館を中心とした地域に存する文化財の公開促進、学芸員等の人材育成及び訪日外国人向けの多言語化対応等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することによって、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指します。

2. 対象事業

1) 地域文化の振興と国際発信

①地域に存する文化財の活用に向けた地域ぐるみの保存・管理

1. 地域に存する文化財の総合把握、情報連携
2. 地域に存する文化財を活用するためのコミュニティ形成等



(事業例) 地域文化財の保全
学校内歴史資料室を活用した博物館デビュー支援事業

②多言語化による国際発信

1. 展示解説や館内案内板における外国語表示の充実
2. インターネットを活用した情報発信の充実
3. 外国語対応可能な人材の育成・確保
4. 外国人向けプログラムやサービスの充実等

2) 地域と共働した創造活動の支援

地域へのアウトリーチ活動、ボランティア交流、学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供を対象とした取組等を支援

3) 美術館・歴史博物館重点分野の推進支援

我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急的かつ重点的な分野等の取組を支援



(事業例) 美術をテーマとした体験型ゲーム
四都市の国公立美術館連携による美術館のグローバル化推進事業

2. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員等の専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、文化庁では、国立美術館や国立博物館等の協力を得て、企画・展示セミナー、ミュージアム・マネジメント研修、ミュージアム・エデュケーター研修等、様々な研修会や講習会等を実施しています。

〈詳細については、P.31を参照〉



第4回ミュージアム・エデュケーター研修よりグループワークの様子

2 美術品補償制度等

美術品補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館等から借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

美術品補償制度は、平成23年に成立・施行された「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づき創設されました。ルーヴル美術館（フランス）やプラド美術館（スペイン）など諸外国の美術品が国内で展示される際に、この制度が利用されており、これまでに18件の展覧会が本制度の適用を受けています（平成27年4月1日現在）。この制度の利用が更に進むことで、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになることが期待されています。

また、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備・充実等について定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が平成23年に成立・施行されました。この法律によって、従来、強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となり、これまでに29件の美術品等が同法の適用を受けています（平成27年4月1日現在）。前述の美術品補償制度と併せて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されています。

◆美術品補償制度を適用した主な展覧会

	補償対象の展覧会	主催者	開催期間
1	特別展「台北 國立故宮博物院 一神品至宝」	東京国立博物館、九州国立博物館、日本放送協会、NHKプロモーション、読売新聞東京本社、産業経済新聞社、フジテレビジョン、朝日新聞社、毎日新聞社	東京国立博物館 (平成26年6月24日～平成26年9月15日) 九州国立博物館 (平成26年10月7日～平成26年11月30日)
2	現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 ーヤゲオ財団コレクションより	東京国立近代美術館、名古屋市美術館、広島市現代美術館、京都国立近代美術館	東京国立近代美術館 (平成26年6月20日～平成26年8月24日) 名古屋市美術館 (平成26年9月6日～平成26年10月26日) 広島市現代美術館 (平成26年12月20日～平成27年3月8日) 京都国立近代美術館 (平成27年3月31日～平成27年5月31日)
3	ホイッスラー展	京都国立近代美術館、横浜美術館、日本放送協会、NHKプロモーション	京都国立近代美術館 (平成26年9月13日～平成26年11月16日) 横浜美術館 (平成26年12月6日～平成27年3月1日)
4	ルーヴル美術館展 日常を描く ー風俗画にみるヨーロッパ絵画の真髄	国立新美術館、京都市美術館、日本テレビ放送網、読売テレビ放送	国立新美術館 (平成27年2月21日～平成27年6月1日) 京都市美術館 (平成27年6月16日～平成27年9月27日)
5	マグリット展	国立新美術館、京都市美術館、読売新聞東京本社	国立新美術館 (平成27年3月25日～平成27年6月29日) 京都市美術館 (平成27年7月11日～平成27年10月12日)

◆海外美術品等公開促進法を適用した主な展覧会

	美術品等に対する強制執行等の禁止措置を行った展覧会	主催者	開催期間
1	「天才陶工 仁阿弥道八」展	サントリー美術館、朝日新聞社	サントリー美術館 (平成26年12月20日～平成27年3月1日)
2	「ボッティチェリとルネサンス フィレンツェの富と美」展	東急文化村、日本放送協会、NHKプロモーション、毎日新聞社	Bunkamura ザ・ミュージアム (平成27年3月21日～平成27年6月28日)
3	マグリット展	国立新美術館、京都市美術館、読売新聞東京本社	国立新美術館 (平成27年3月25日～平成27年6月29日) 京都市美術館 (平成27年7月11日～平成27年10月12日)
4	「古代エジプト美術の世界 魔術と神秘 ースイス、ジュネーヴ、ガンドゥール美術財団の至宝」展	北海道立旭川美術館、北海道新聞社、福井県立美術館、福井新聞社、福井テレビジョン放送、渋谷区立松濤美術館、群馬県立館林美術館	北海道立旭川美術館 (平成27年4月17日～平成27年6月21日) 福井県立美術館 (平成27年7月3日～平成27年8月30日) 渋谷区立松濤美術館 (平成27年10月6日～平成27年11月23日) 群馬県立館林美術館 (平成28年1月5日～平成28年3月21日)
5	デュッセルドルフ美術館 ゲルダ・ケプフ・コレクション 「アール・ヌーヴォーのガラス」展	中日新聞社、北海道立近代美術館、北海道新聞社、パナソニック 汐留ミュージアム、松坂屋美術館、福岡市博物館、TVQ九州放送	北海道立近代美術館 (平成27年4月18日～平成27年6月17日) パナソニック 汐留ミュージアム (平成27年7月4日～平成27年9月6日) 松坂屋美術館 (平成27年9月12日～平成27年10月18日) 福岡市博物館 (平成28年2月11日～平成28年3月27日) 山口県立萩美術館・浦上記念館 (平成28年4月23日～平成28年6月19日) 高知県立美術館 (平成28年6月26日～平成28年8月28日)

3

登録美術品制度

<登録美術品公開までの流れ>



<登録美術品の特色>

- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開・保管される。
- 登録されても所有権は移転しない。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も多くなっています。国内には優れた美術品が数多く存在すると思われませんが、それらが全て一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されずに眠っているものも少なくありません。

このような状況を踏まえ、平成10年12月の「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の施行により、登録美術品制度が発足し、制度の活用が図られています。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的としています。これまでに67件(8,377点)の美術品が登録されました。今後も本制度が積極的に活用されることにより、貴重な美術品が広く公開されることが望まれます。(平成27年4月1日現在)



作品名：谷家能楽資料
公開館：九州国立博物館
(上. 紅紫段応龍波丸模様厚板
下. 山姥)



作品名：妙法蓮華經玄贊卷第六
公開館：東京国立博物館

4 国立近現代建築資料館

設置趣旨

我が国の近現代建築は、国際的にも高い評価を受けていますが、これまで、その学術的、歴史的、芸術的価値を次世代に継承していく取組は必ずしも十分ではありませんでした。近年、近現代建築の建築資料（スケッチ、図面、模型、文書類、写真等）の中には散逸、毀損、劣化等の危機に瀕しているものもあり、また、著名な建築家に係る建築資料は海外に流出している例も少なくありません。

また、平成23年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」では、文化芸術の次世代への確実な継承を図るため、文化

芸術分野のアーカイブ構築に向けて、可能な分野から作品、資料等の所在情報等の収集などを進めることとされました。

このような背景を踏まえ、文化庁は、我が国の近現代建築に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究を行い、貴重な文化的資産を次世代に守り伝えるため、平成24年11月に「国立近現代建築資料館」を設置しました。坂倉準三、吉阪隆正、大高正人等の著名な建築家に係る建築資料の収蔵・整理や、建築資料に基づく我が国の近現代建築の紹介展示などを行っています。

展示会の開催実績

〈平成25年度〉

- ・ 建築資料にみる東京オリンピック -1964年国立代々木競技場から2020年新国立競技場へ-
- ・ 人間のための建築 -建築資料にみる坂倉準三-

〈平成26年度〉

- ・ 文化庁国立近現代建築資料館 前年度活動報告展示 -建築アーカイブズをめざして-
- ・ 建築のこころ -アーカイブにみる菊竹清訓展-



「建築のこころ -アーカイブにみる菊竹清訓展-」
(平成26年10月29日~平成27年2月1日)

施設情報

〒113-8553

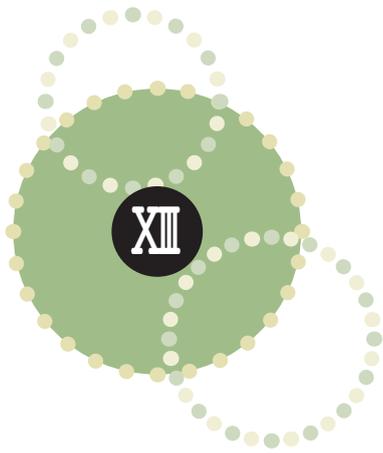
東京都文京区湯島4-6-15(湯島地方合同庁舎内)

TEL 03-3812-3401

<http://nama.bunka.go.jp/>



資料整理風景



国立文化施設等

1. 日本芸術文化振興会（国立劇場等）

独立行政法人日本芸術文化振興会は、我が国の芸術その他の文化の向上を図ることを目的として、(1) 文化芸術活動に対する援助(2) 伝統芸能の保存及び振興(3) 現代舞台芸術の振興及び普及の三つの事業を行っています。伝統芸能及び現代舞台芸術の拠点

となる劇場施設として、国立劇場、国立演芸資料館(国立演芸場)、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ及び新国立劇場を設置し、各劇場において、主催公演の実施、伝承者及び実演家等の養成研修、資料の収集活用等の事業を一体的に行っています。

国立劇場本館・演芸資料館

昭和41年11月国立劇場本館(大・小劇場)、昭和54年3月演芸資料館(国立演芸場)が開場。つとめて古典伝承のままの姿で伝統芸能の公開を行い、その正しい保存と振興に努めています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

なお、敷地内にある伝統芸能情報館には、情報展示室や図書閲覧室等が設置されています。

<http://www.ntj.jac.go.jp/kokuritsu.html>
<http://www.ntj.jac.go.jp/engei.html>

平成27年度の公演予定

歌舞伎	5公演	123回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	6回
邦楽	4公演	5回
雅楽	2公演	3回
声明	1公演	1回
民俗芸能	3公演	5回
特別企画	4公演	7回
大衆芸能	56公演	286回
青少年等を対象とした歌舞伎	2公演	90回
青少年等を対象とした文楽	1公演	24回

【大劇場】 1,610席
 【小劇場】 590席
 【演芸資料館】 300席
 【伝統芸能情報館】



〒102-8656
 東京都千代田区隼町4-1
 TEL 03-3265-7411

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅①出口から徒歩5分
 地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町」駅④出口から徒歩8分



国立能楽堂 <http://www.ntj.jac.go.jp/nou.html>

昭和58年9月開場。能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL 03-3423-1331

平成27年度の公演予定

定例公演	20公演	20回
普及公演	10公演	10回
企画公演	20公演	21回
青少年等を対象とした能楽	1公演	10回

【能舞台】 627席

JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分
地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4出口から徒歩5分
地下鉄副都心線「北参道」駅①出口から徒歩7分



国立文楽劇場 <http://www.ntj.jac.go.jp/bunraku.html>

昭和59年3月開場。人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

平成27年度の公演予定

文楽	4公演	187回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
特別企画	2公演	2回
大衆芸能	8公演	27回
青少年等を対象とした文楽	1公演	28回

【文楽劇場】 753席
【小ホール】 159席

地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線「日本橋」駅 ⑦出口から徒歩1分



国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp/>

平成16年1月開場。伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1
TEL 098-871-3311

平成27年度の公演予定		
定期公演	17公演	21回
企画公演	7公演	9回
研究公演	1公演	1回
青少年等を対象とした組踊等	5公演	14回

【大劇場】 632席
【小劇場】 255席

バス利用の場合 勢理客(じっちゃく)
徒歩10分
国立劇場おきなわ(結の街)
徒歩1分
タクシー利用の場合 那覇空港から約20分



新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp/>

平成9年10月開場。現代舞台芸術の振興・普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。舞台美術センターでは、舞台装置、衣裳の保守・管理、資料の保存公開を行っています。



〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011



舞台美術センター
〒288-0874
千葉県銚子市豊里台1-1044
TEL 0479-30-1048

平成27年度の公演予定		
オペラ	10公演	48回
バレエ	6公演	29回
現代舞踊	3公演	11回
演劇	7公演	131回
青少年等を対象としたオペラ	1公演	6回
青少年等を対象としたバレエ	1公演	8回
青少年等を対象とした現代舞踊	1公演	8回
青少年等を対象とした演劇	1公演	26回

【オペラ劇場】 1,814席
【中劇場】 1,000席程度
【小劇場】 440席程度
【舞台美術センター】

京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅(中央口)から徒歩1分
車利用の場合 山手通り、甲州街道交差点。首都高速4号線新宿出口・初台出口、首都高速中央環状線中野長者橋出口すぐ(約860台収容の駐車場あり)



2. 国立美術館

<http://www.artmuseums.go.jp/>

独立行政法人国立美術館は、芸術文化の創造と発展を目的とし、多様化する国民の興味・関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展開することが求められています。このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生か

しつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言等を行っています。

東京国立近代美術館 <http://www.momat.go.jp/>

昭和27年、我が国初の国立美術館として開館しました。近・現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館（昭和52年開館）、フィルムセンター（昭和45年開館）及びフィルムセンター相模原分館（昭和61年開館）を設置しています。



美術館本館



工芸館

(本館・工芸館)

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)	
夜間開館	10:00～20:00(入館は19:30まで)	
	本館のみ、毎週金曜日実施	
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日に当たる場合はその翌日)	
	展示替期間	年末年始
		(平成27年12月28日～平成28年1月1日)
入館者数	589千人	
	(平成26年度 フィルムセンター含む)	
収蔵品	日本画・洋画	2,146点
	水彩・素描・版画	7,036点
	彫刻	466点
	写真	2,446点
	工芸(デザイン含む)	3,544点
	その他	736点
	計	16,374点
	(平成26年度末[寄託含む])	

(フィルムセンター)

開映時間	大ホール・小ホール/ 企画ごとに1日2～3回の上映。 詳細は各企画の上映カレンダー、 チラシ等で御確認ください
開室時間	展示室/火～日 11:00～18:30 (入室は18:00まで)
休館日	毎週月曜日 上映準備期間 年末年始 (平成27年12月28日～平成28年1月4日)
収蔵品	映画フィルム 83,960本 (平成26年度末[寄託含む])



フィルムセンター

本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561

工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

フィルムセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒252-0221 神奈川県相模原市中央区高根3-1-4
TEL 042-758-0128



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口から(本館)徒歩3分、(工芸館)徒歩8分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分

京都国立近代美術館 <http://www.momak.go.jp/>

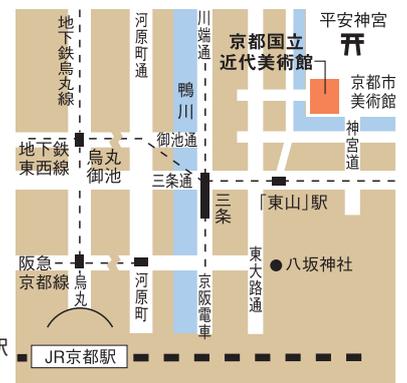
国立近代美術館京都分館として昭和38年に発足、42年に独立して京都国立近代美術館となりました。

近・現代美術, 特に関西を中心とした西日本の作品等の収集, 保管, 陳列及び調査研究を行っています。



〒606-8344
京都市左京区岡崎円勝寺町(岡崎公園内)
TEL 075-761-4111

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	9:30～20:00(入館は19:30まで) 平成27年3月31日～8月16日の企画展期間中の金曜日
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日に当たる場合はその翌日), 及び年末・年始展示替期間
入館者数	246千人(平成26年度)
収蔵品	日本画・洋画 1,910点 水彩・素描・版画 4,322点 彫刻 108点 写真 1,977点 工芸(デザイン含む) 2,782点 その他 1,300点 計 12,399点 (平成26年度末[寄託含む])



地下鉄東西線「東山」駅
下車 徒歩10分

国立西洋美術館 <http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年に開館し、54年に新館を、平成9年に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集, 保管, 陳列及び調査研究を行っています。



〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL 03-3828-5131

開館時間	9:30～17:30 (入館は17:00まで)
夜間開館	毎週金曜日 9:30～20:00(入館は19:30まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日に当たる場合はその翌日) 年末年始(平成27年12月28日～平成28年1月1日)
入館者数	476千人(平成26年度)
収蔵品	洋画 428点 水彩・素描・版画 4,144点 彫刻 101点 工芸(デザイン含む) 815点 その他 184点 計 5,672点 (平成26年度末[寄託含む])



JR「上野」駅下車公園口, 徒歩1分
京成「京成上野」駅下車, 徒歩7分
地下鉄銀座線, 日比谷線「上野」駅下車, 徒歩8分

国立国際美術館 <http://www.nmao.go.jp/>

昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品(主に昭和20年以降)等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



〒530-0005
大阪府北区中之島4-2-55
TEL 06-6447-4680

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)														
夜間開館	毎週金曜日10:00～19:00(入館は18:30まで)														
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日に当たる場合はその翌日) 展示替期間, 年末年始(平成27年12月28日～平成28年1月15日)														
入館者数	188千人(平成26年度)														
収藏品	<table border="0"> <tr> <td>日本画・洋画</td> <td>796点</td> </tr> <tr> <td>水彩・素描・版画</td> <td>3,278点</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>401点</td> </tr> <tr> <td>写真</td> <td>799点</td> </tr> <tr> <td>工芸(デザイン含む)</td> <td>1,363点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>800点</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,437点</td> </tr> </table> <p>(平成26年度末[寄託含む])</p>	日本画・洋画	796点	水彩・素描・版画	3,278点	彫刻	401点	写真	799点	工芸(デザイン含む)	1,363点	その他	800点	計	7,437点
日本画・洋画	796点														
水彩・素描・版画	3,278点														
彫刻	401点														
写真	799点														
工芸(デザイン含む)	1,363点														
その他	800点														
計	7,437点														

京阪中之島線「渡辺橋」駅下車, 徒歩約5分
地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車, 徒歩約10分
地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋」駅下車, 徒歩約15分
JR大阪環状線・阪神「福島」駅, JR東西線「新福島」駅下車, 徒歩約10分



国立新美術館 <http://www.nact.jp/>

東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4千㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収藏品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展覧会会場の提供や、新しい美術の動向に焦点を当てた自主企画展及び新聞社等との共催による展覧会の開催とともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。



〒106-8558
東京都港区六本木7-22-2
TEL 03-6812-9900

開館時間	企画展10:00～18:00(入館は17:30まで) ※会期中毎週金曜日は20:00まで(入館は19:30まで) 公募展10:00～18:00(美術団体によって異なる)
休館日	毎週火曜日(火曜日が休日に当たる場合はその翌平日) 年末年始(平成27年12月22日～平成28年1月5日)
入館者数	1,426千人(平成26年度)

地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車, 6出口美術館直結
地下鉄日比谷線「六本木」駅下車, 4a出口徒歩5分
都営大江戸線「六本木」駅下車, 7出口徒歩4分



3. 国立文化財機構（国立博物館、文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センター）

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の四つの博物館から成る「独立行政法人国立博物館」と、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の二つの研究所から成る「独立行政法人文化財研究所」の2法人を統合し、平成19年4月に発足しました。さらに平成23年10月、

新たにアジア太平洋無形文化遺産研究センターを開設し、七つの施設から構成されています。

本機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、文化財に対する調査研究、有形文化財の収集・保存・管理、展示活動等の事業を行っています。

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最古の博物館が発足。明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保存・管理して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで) 4月～12月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで) 4月～9月の土曜、日曜、祝日、休日は18:00まで開館(入館は17:30まで) 特別展等により変動します。
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日又は休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始(平成27年12月24日～平成28年1月1日) ※環境整備工事のため、一部展示館を閉館することがあります。
入館者数	1,913千人(平成26年度)
収藏品	絵画 11,630件
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書 2,207件
	彫刻 1,353件
	考古 28,812件
	工芸 31,155件
	東洋美術・考古 18,638件
	その他 25,537件
	計 119,332件 (平成26年度末)



JR「上野」駅下車、徒歩10分
JR「鶯谷」駅下車、徒歩10分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分
東京メトロ銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分

京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保存・管理して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

開館時間	9:30～17:00(入館は閉館の30分前まで) 特別展覧会期間中は9:30～18:00 この期間の毎金曜日のみ20:00まで開館	
休館日	特別展準備及び撤収のため、9月14日～10月9日、11月24日～12月14日、3月22日～4月11日 月曜日(ただし月曜日が祝日又は振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始(平成27年12月26日～平成28年1月1日)	
入館者数	539千人(平成26年度)	
収蔵品	絵画	4,147件
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	2,235件
	彫刻	401件
	考古	1,112件
	工芸	4,845件
	その他	370件
	計	13,110件 (平成26年度末)



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2のりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂前」下車、徒歩すぐ

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

仏教美術を中心とした文化財について収集・保存・管理して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする名品展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで) 4月最終から9月3週目までの毎週金曜日、1月第4土曜日、2月3日、3月12日、8月5日～15日、12月17日は19:00まで開館(入館は18:30まで) 7月18日～8月4日、8月16日～9月23日(金曜日を除く)、3月1日～14日(12日を除く)は18:00まで開館(入館は17:30まで) 2月8日～14日は20:30まで開館(入館は20:00まで)	
休館日	月曜日(休日の場合はその翌日)、1月1日	
入館者数	477千人(平成26年度)	
収蔵品	絵画	885件
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	461件
	彫刻	519件
	考古	962件
	工芸	891件
	その他	143件
	計	3,861件 (平成26年度末)



近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分 奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車すぐ

九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.jp/>

平成17年10月に国立博物館として約1世紀ぶりに開館しました。国際社会におけるアジアの位置づけが重要性を増している中、アジア諸国との相互理解を深めるために「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しいコンセプトをもって設置され、開館以降、多くの皆さまに御来館いただいています。

平成27年10月には開館10周年を迎え、今後も21世紀に相応しい国立博物館として、美術、歴史・考古資料等の収蔵・展示をはじめ、教育普及や博物館科学の充実に努め、広く国際社会・地域社会に開かれた「生きている博物館」として歩み続けていきます。



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL 092-918-2807

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)		
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日又は振替休日の場合は開館し、翌日休館)、年末		
入館者数	804千人(平成26年度)		
収蔵品	絵画	243件	
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	100件	
	彫刻	27件	
	考古	142件	
	工芸	604件	
	その他	191件	
	計	1,307件	(平成26年度末)

- 車** 【九州自動車道】太宰府IC又は筑紫野ICから高雄交差点経由で約20分
【福岡都市高速】水城出口から高雄交差点経由で約20分
【タクシー利用】JR二日市駅から約15分・福岡空港から約30分
- 鉄道** 【西鉄電車】西鉄福岡(天神)駅から西鉄天神大牟田線(特急約13分/急行約17分)で西鉄二日市駅乗り換え、西鉄太宰府線(約5分)で西鉄太宰府駅下車、徒歩約10分
※特急/急行料金不要
【JR】JR博多駅からJR鹿児島本線(快速約15分)でJR二日市駅下車、JR二日市駅から西鉄二日市駅(徒歩約12分、バス約5分)、西鉄二日市駅から西鉄太宰府線利用



- バス** 【西鉄バス】博多バスターミナル(1階太宰府行き)から西鉄太宰府駅下車(所要時間約40分)、徒歩約10分
- 飛行機** 福岡空港からタクシー(約30分)、又は地下鉄福岡空港駅から天神駅で乗り換え上記鉄道のとおり
もしくは福岡空港国際線から太宰府行き西鉄バスにて西鉄太宰府駅下車(所要時間約25分)、徒歩約10分

東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>

有形文化財、無形文化財等を中心に、基礎的な調査研究から科学技術を活用した先端的手法による研究まで行い、成果を公表・活用するとともに、保存・修復に関する我が国の国際協力拠点としての役割を担っています。

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
TEL 03-3823-2241



東京国立博物館との共同調査

JR「鶯谷」駅下車、徒歩10分
JR「上野」駅下車、徒歩15分
東京メトロ銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩20分
京成「京成上野」駅下車、徒歩20分
東京メトロ千代田線「根津」駅下車、徒歩20分



奈良文化財研究所 <http://www.nabunken.go.jp/>

貴重な文化財を実物に即して総合的に研究する組織です。平城宮跡や藤原宮跡の発掘調査をはじめ、建造物、古文書などの個々の文化財の調査研究、そして飛鳥保存のための調査研究と展示普及などを行っています。

〒630-8577 奈良県奈良市佐紀町 247 番 1
TEL 0742-30-6733



藤原宮大極殿院の調査風景

近鉄「大和西大寺」駅下車、徒歩10分



アジア太平洋無形文化遺産研究センター(IRCI) <http://www.irci.jp/JP.html>

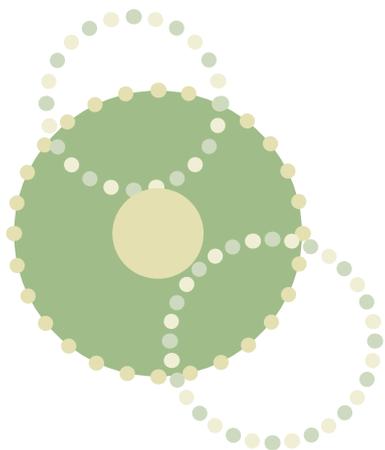
アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を推進する拠点として、ユネスコと日本政府の協定に基づき設立された国際拠点(ユネスコカテゴリー2センター)です。当該地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究に従事する研究者や研究機関を支援し、無形文化遺産保護の国際的充実を使命として活動しています。

〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内
TEL : 072-275-8050



JR「百舌鳥」駅下車徒歩6分、南海バス「堺市博物館前」下車徒歩4分





東日本大震災に係る 文化庁の対応

1 芸術文化による震災からの復興支援

1. 文化施設の被害状況及び復旧への取組について

文化庁が把握したところでは、東日本大震災により、これまでに278の公立文化施設から、ホール天井の落下・破損、照明等の破損や損壊、壁や床のひび割れ等の被害が報告されています。

文化庁では、「公立社会教育施設災害復旧費補助

金」により、被災した公立文化施設に対して、復旧に係る経費を国庫補助してきました。平成27年度においても、被災地において文化芸術の拠点となる公立文化施設の復旧に力を注いでいきます。

2. 芸術文化による復興への取組

(1) 文化芸術による子供の育成事業(派遣事業)

文化庁では、平成23年度から被災地の学校や避難所に芸術家等を派遣してきました。平成27年度も引き続き、芸術文化を通じて被災地の子供たちが健やかに過ごせる環境を醸成します。

(2) 文化芸術による復興推進コンソーシアム

平成24年5月に行政機関、芸術家、芸術団体、企業、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開する「文化芸術による復興推進コンソーシアム」(事務局：公益社団法人全国公立文化施設協会)が発足しました。このコンソーシアムでは、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集、調査研究等を実施しています。

(3) 文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業

また、「文化の力による『心の復興』事業」を「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」のメニューの一つとして、被災地の地方公共団体が取り組む文化芸術活動や実演芸術の鑑賞機会の提供等を支援しています。

文化庁では、今後とも被災地の状況を踏まえながら、被災地が力強く復興することを目指し、これらの取組を進めていきます。

2

文化財分野における対応

1. 文化財の被災状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、数多くの文化財が被災しました。国により指定等された文化財の被害総数は744件で、有形、無形のほぼ全ての種別の文化財に及んでいます。

地震直後から、文化庁では非常時における法定義務の猶予、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の弾力的な運用、文化財建造物に対する応急危険度判定への対処等、被災地の円滑な復旧・復興と文化財

保護の両立に必要な方針について、都道府県を通じて通知するなど対応してきました。

被害状況把握のため、地元自治体と連携を取りながら、随時、文化財調査官の現地派遣を行いました。被災文化財の数が膨大で、かつ広範囲に所在することから、現地調査や保存のための応急対応について関係団体にも協力を依頼し、多くの専門家を動員して行う体制を整備する必要がありました。

2. 復旧・復興に向けた取組

(1) 文化財への対応

美術工芸品や有形民俗文化財などの動産文化財及び美術品については、被災した文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止するため、東京文化財研究所に被災文化財等救援委員会（救援委員会）の事務局を置き、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を早い段階で開始し、平成25年3月までの2年度にわたって活動しました。

また、平成24年度からは、被災した博物館資料の修理や、整理・データベース化、収蔵場所の確保等の支援を行う「被災ミュージアム再興事業」の下でこれらの文化財等における汚泥の除去や脱塩といった安定化のための処理を行い、所有者への返還につなげていくこととしています。

建造物については、被害状況を調査するとともに、所有者等の要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築家協会その他関係団体と協力して「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」を立ち上げ、11県217市町村にのべ約600人の調査員を派遣し、約4,500棟の文化財建造物調査を行いました。

その他、被災した文化財の修復のための支援を行っています。



被災ミュージアム再興事業
被災資料の修復(岩手県立博物館)

(2) 被災地の埋蔵文化財発掘調査支援

埋蔵文化財については、被災地の復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、平成24年度から地方公共団体の協力を得て埋蔵文化財の専門職員を被災地（岩手県、宮城県、福島県の3県）に派遣しており、平成27年度上期には49名派遣しています。震災から4年経過し、今後更なる本格的な復興事業が計画されており、埋蔵文化財の保護と復興の両立を図るため、今後も引き続き専門職員を派遣し、被災地への支援を継続していきます。

他に、復興に際して必要な埋蔵文化財の発掘調査については、「東日本大震災復興交付金」の基幹事業に盛り込む、最新技術を導入するなど、被災自治体の財政負担の軽減及び効率化を図っています。



被災地の埋蔵文化財発掘調査支援



国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」
(写真提供：国立文化財機構)

(3) 体制の充実・強化に向けて

文化庁では、国が指定・選定する文化財のうち、甚大な被害を受けたものについては、所有者や管理団体が行う復旧等事業に国庫補助を行ってきました。国の財政支援が十分に及ばない登録文化財等に対しては、文化庁長官が寄附を呼びかけ、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団に寄せられた寄附金から助成がなされました。募金に対する米国のワールド・モニュメント財団等の協力も得て、国内外の企業、団体、個人から寄せられた寄附金は、都道府県・市町村指定及びこれらに準じた価値を持つ未指定の各種文化財の復旧事業や、文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業の支援等にも用いられました。

文化庁では、東日本大震災による文化財の被害の把握やその後の復旧の取組を受けて、災害後の救援事業等を迅速に実施するための体制づくりに取り組んでいます。平成25年には文化財部に「文化財等災害対策委員会」を設置しました。また、文化庁と連携して日常的な文化財防災と有事の体制づくりを促進するため、平成26年度から、独立行政法人国立文化財機構が「文化財防災ネットワーク推進事業」に着手しました。

こうした取組の一環として、平成27年3月には、国内外の情報を収集し、関連団体とのつながりを広く構築できるよう、第3回国連防災世界会議の開催と合わせて、ユネスコ、イクロム、国立文化財機構と共に、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い文化遺産」を開催しました。

文化庁では、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援するとともに、文化財が人々の心の復興やコミュニティの再生に役立つよう、有事の体制の充実強化に努めていきます。



最寄り駅からのアクセス

銀座線虎ノ門駅	6番, 11番出口	徒歩約2分
千代田線霞ヶ関駅	A13番出口	徒歩約5分
丸の内線霞ヶ関駅	A13番出口	//
日比谷線霞ヶ関駅	A13番出口	//

平成27年度 **我が国の文化政策**

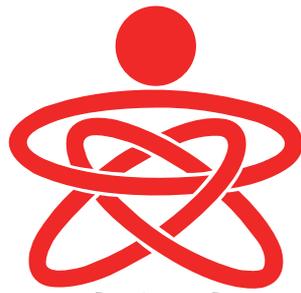
発行日 平成27年8月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111(代)
<http://www.bunka.go.jp/>



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

※本冊子は平成27年4月1日現在の情報を基に作成しています。
※ただし、作成期間中の政策の動きなどにより、一部平成27年7月頃までの情報に基づく記述になっています。
※そのほか、作成期間中に文化庁ホームページがリニューアルされたため、URLの表記は発行時の情報を掲載しております。



文化庁

Agency for Cultural Affairs, Government of Japan